

一般社団法人 滋賀県中小企業家同友会 第47回定時総会議案書

と き 2025年4月23日(水) 15:00～
ところ クサツエスパホテル

〒525-0037 滋賀県草津市西大路町 4-3 2

2025年度スローガン

「世代を超えて学び合い、連帯を深めて、人と地域を育む企業づくりを！」



一般社団法人滋賀県中小企業家同友会第 47 回総会議案書

- ◆ 2024 年度 活動報告3
- ◆ 2024 年度 活動日誌8
- ◆ 2024 年度 収支決算報告
会計監査報告 ..別冊
- ◆ 2025 年度理事及び役員推薦名簿 (案) . . . 27
- ◆ 2025 年度 基本方針(案)31

※ 各委員会の活動方針は、14 ページからはじまる各活動報告に続いて掲載しております。

- ◆ 2025 年度 予算(案)別冊

資 料

- ◆ 32 ページ以降をご覧ください。

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会
第 47 回定時総会 次第

1. 開 会

2. 代表理事挨拶

3. 議 長 選 出

4. 議 事

第 1 号議案 2024 年度活動報告（案）承認の件

第 2 号議案 2024 年度収支決算報告（案）
及び監査報告承認の件

第 3 号議案 2025 年度役員選出

第 4 号議案 2025 年度基本方針（案）承認の件

第 5 号議案 2025 年度予算（案）承認の件

6. 議長解任

7. 閉 会

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会 2024 年度活動報告（案）

1. 基本方針

- ① 人を生かす経営の実践で未来を切り拓く企業になろう～あらためて三位一体の経営実践に重きをおいた学び合い～
- ② ブランディングへのチャレンジ～私たちの存在意義・ミッション・バリューを仲間に・地域に・経営者に～
- ③ 中小企業は社会の宝！灯かりを燈そう・灯かりをかかげよう・私たちの光で滋賀を照らそう！～行政機関・学校・金融機関と連携して持続可能な地域社会を創造しよう～

2. 重点方針

1) 企業づくり

①黒字で強じん財務体質をもつ会社づくりを目指します。

2024 年 6 月に実施した景況調査では、採算状況に関する質問では、黒字・やや黒字・収支トントン・少し赤字・赤字という選択肢では収支トントンが 23%、少し黒字が 31.7%、黒字が 23%と回答しており、トントン以上が 77%を超えています。2023 年度調査ではトントン以上が 75%でしたので、景気が落ち込んでいる状況にありながらも、同友会会員は健全な経営をしていることがわかります。

資金繰りについては、余裕あり・やや余裕・順調・やや窮屈・窮屈という設問で、順調が 37.5%、やや余裕が 13%、余裕が 16.8%と、順調以上が 68%となりました。2023 年度調査では設問が楽・普通・苦しいと異なりましたが、普通以上が 84%でしたので、資金繰りはやや後退しています。また、③借入については、増加・横ばい・減少・無借金という質問で 35%が増加

と回答としていますから、65%は横ばいか減少であり、「無借金」が 20.67%でした。

支部例会において経営体質改善や稼ぐ力を主題とした例会は、3 件でした。また、大津支部では BS 研究会と「集中・決算書勉強会（6 回連続）」を行い、会員 12 名が参加しました。

②経営指針を創る会を開催し、指針経営を実践する経営者を増やします。

第 46 期経営指針を創る会が 2024 年 1 月から 8 月まで開催され、12 名の修了者を輩出しました。また、北近江支部で顕著でしたが、創る会受講者を支部でフォローアップする活動が活発になり、OBOG の指針経営のブラッシュアップに繋がりました。第 46 期には受講者 15 名（全員修了）、OBOG 参加 40 名で、過去最大規模の人数で開催されました。特に北近江支部では毎回、本講と本講の後に予備講を支部で開催し、互いに学び合う関係が醸成され、運営委員会が活性化しました。学び合いの絆は、支部運営や例会づくりの原動力になり、創る会の学び合いを支部活動の活性化につなげる典型となっています。



第 47 期経営指針を創る会は 2025 年 1 月 9 日にオリエンテーションを開催しスタートしました。今期は 12 名の受講を目指していましたが、残念ながら 11 名での開催となりました。

他方で、OBOG 参加は進んでおり、特に北近江支部では 10 名を超える OBOG 登録があり、地元

で集まり受講者を囲んで勉強会を開催するなど
学び合いに燃えています。

③共同求人活動に取り組む企業を増やし、滋賀単独での共同求人活動をめざします。

地域の若者は地域の企業で育むという精神のもと
2026 年卒共育求人活動を滋賀単独で開催すべく、共
育・求人委員長を筆頭に、8 月から 9 月まで参加者募
集活動を展開しましたが、参加継続は 17 社、新規参
加が 4 社の計 21 社でした。

5 月、6 月の滋賀単独インターンシップイベント開
催を目指し、実行委員会を立ち上げ共同求人活動を
進めています。学生の協力者も 21 名参加し若者を巻
き込む活動も進んでいます。25 年度中の活動を通じ
て実績を作り、次年度には参加企業 50 名を達成しま
す。



④共育ちの精神を企業経営で実践し、多様な人材が活躍できる企業風土をめざします。

ユニバーサル委員会では、「障がい者雇用に関心を
持ち、主体的に関わる企業を増やす」ことを掲げ例
会を開催し、年度内に計 7 回、のべ 146 名の参加を
得て、目標を達成しました。

他方で、福祉関係者の参加が多く一般企業の参加
が少なかったことから、今後は一般企業の参加を増
やす取り組みをすすめます。

また、会社訪問では 6 社を訪問し、実践事例を学
ぶことができたほか、意見交換をすることができま
した。

その他、ユニバーサル委員長を中心に諸団体との
連携を進めています。今年度はきょうされん全国大

会が滋賀で開催されたこともあり実行委員会にメン
バーを派遣しました。また、糸賀和夫財団との連携
では川邊副委員長が積極的に参加しています。

2) 地域づくり

① 地域課題を経営課題ととらえ、指針経営の力で未 来まで持続する地域をめざします。

中同協でははやくから地域課題を経営課題にする
ことの重要性、これからの経営に必要であることが
提起されていますが、経営指針を創る会において
も、地域課題を取り入れる指針書づくりを進めるこ
とまでには至りませんでした。例会づくりでも、地
域課題を経営課題に取り込むテーマでの取り組みは
ありませんでした。

支部単位での取り組みでは、高島支部では持続可
能な高島づくりをめざして、若手経営者が 地域づ
くり積極的に関わるなど活躍が見られました。東
近江支部では 16 回をむかえた JAZZ フェスへの後援
をしています。大津支部では、「同友の森」活動を
通じて琵琶湖の環境保全の取り組みをしています
が、メンバーが減少しており事業の継続が課題とな
っています。

② 県内の大学と連携し、若者に中小企業の魅力 を伝えることで、地域で働く若者を増やし、 地域の活性を目指します。

i) 11 月には共同求人活動参加メンバーを中心
に成安造形大学のオンライン模擬面接に 9 社
が参加し、キャリアと学生とのつながりを深
めました。12 月には滋賀文教大学の JOB 学内
セミナーに 10 社が参加しました。

ii) 2025 年 2 月下旬より、共同求人参加企業を
中心に京都芸術デザイン専門学校のプロジェ
クト型インターンシップの受入を実施いたし
ました。京都同友会との連携事業であり、滋
賀からは 4 社が参加しました。「自社の採用
に関する課題解決」をテーマに、学生より各

企業にインタビューを行い、採用活動に活用できる成果物を企業と学生が共同して創り上げました。インターン初日と最終日には学内で全体会を行い、企業と学生の双方から、訪問前・受入前のギャップを共有し、それぞれの今後の在り方や見せ方について議論を深めました。

iii) 滋賀県立大学とのリカレントについては、11月より第3回の開催をめざし受講者の募集を行いました。定員未達のためやむなく中止となりました。あらためてリカレント教育を行う意義を理事会で確認し、県立大学と内容の見直しをしていきます。

iv) 2024年10月から25年1月に開催した立命館大学との連携協定にもとづく経済学部2回生を対象としたキャリアデザイン講義では例年より2講義多く卒をいただき11名が講義にたち、中小企業の経営と就職の考え方、さらには生き方について学生に語り伝えることができました。



③ 滋賀県の産業振興施策を学び、中小企業家の立場から施策を提言するとともに、行政担当者、金融機関や学校との懇談会などを通じて、中小企業の社会的地位の向上を目指します。

i) 政策委員会において中小企業家による要望と提案骨子案を作成し、自民党県議団、公明党県議団、チームしが県議団と意見交流を行いました。かねてより要望をしている奨学金返済支援制度や外国人労働者の活躍できる制

度づくりなどを要望の軸として活動しました。残念ながら、例年行っていた県知事への要望書の提出は、要望・提言のとりまとめの調整ができなかったことから提出しないことといたしました。次年度は県の施策を学び、中小企業家の抱える課題を具体的な政策に落とし込み行政に提案し、実のある回答をもらえるよう、新しい政策活動をめざして活動します。

ii) 7月20日中小企業の日、7月小さな企業応援月間（滋賀県）に呼応した第33回滋賀県経営研究集会を7月19日に近江八幡市で開催しました。滋賀県ならびに近江八幡市から後援をいただくことができました。また、集会当日はセレモニーに滋賀県知事代理として県商工観光労働部長、近江八幡市からは小西市長にご臨席たまわり、ご挨拶をいただきました。



iii) 県の中小企業活性化審議会には永井茂一代表理事が参加し、中小企業家の意見を行政に届けるとともに、地域の雇用を支え県民の暮らしを支える中小企業への支援（自助・共助ではカバーしきれない領域）を求めています。

3) 同友会づくり

① 2024年度末までに、640名の会勢を実現します。

2024年度は3月末時点で会員数553名と、2002年以来の会員数に後退しました。入退会

をみると、退会はここ 10 年ほどの水準とかわりませんが、入会が例年の半分にとどまり、残念ながら会員数は純減 30 名となりました。

② 2030 年ビジョンの明文化とそれに基づく単年度行動計画の策定に取り組み、滋賀同友会の発展を目指します。

2024 年度は総務会で議論を続けてきましたが、十分な議論を確保し、同友会役員の抱く同友会のありたい姿を深堀し、かつ、役員同士のチームビルディングを構築するため、3 月より専門家をファシリテーターに招き、6 名の会員が参加しビジョンづくりを行っていき③同友会運動と企業経営は不離一体。支部運営委員会や専門委員会、部会での会議、そして例会を通じて、そして例会を通じて、「よい会社・よい経営者」を体現するモデル会員を輩出します。

第 46 回定時総会において、「滋賀でいちばん大切にしたい会社」として宮川パネ工業㈱を認定しました。24 年度は 3 社が「しがいち」アンケートに挑戦しました。23 年度が 10 社でしたので実施する企業が減っています。次年度より経営指針を創る会成文化コースとリンクし、アンケートの実施をカリキュラムに取り入れるなど実践企業を増やしていきます。

④ 階層別・要求別に学び合う組織を強化し、活性化させます。

45 歳以下の青年経営者・後継者の学び合いの場である青年部では、9 月に開催された宮崎青全交への参加 50 名を達成し、また招致プレゼンテーションも奏功して 2027 年青全交の滋賀開催が決定しました。また、青年部の運営方針である自主運営による例会などの行事開催をひきつづき続けています。

とくに経営者と右腕社員とを対象とした例会やビジネスモデルをテーマにした例会を開催するなど、青年経営者の課題に特化した活動を行

っています。

女性部では毎月 ZOOM ミーティングを開催し、会運営のほか課題の共有や意見交換を積極的に行っているほか、2025 年 2 月には近畿圏女性部会合同例会 in 滋賀を開催しました。二府四県で 167 名が参加し、うち滋賀同友会会員は 45 名でした。例会づくりを通じて滋賀のメンバー間の連帯が深まったほか、他府県の女性部との交流も活発になっています。



2024年度3月支部活動指標結果

2025.03.31現在

e.doyu利用率

順位	支部	3月%	前年同月%	24平均	23平均	得点
第1位	高島	62.0	60.0	55.0	58.3	10
第2位	北近江	60.2	54.3	57.6	55.6	9
第3位	湖南	59.7	55.6	48.6	52.2	8
第4位	大津	54.0	49.6	50.6	50.1	7
第5位	甲賀	40.0	36.7	37.2	39.0	6
第6位	東近江	38.2	38.3	31.6	34.8	5
	平均	52.4	49.1	46.8	48.3	

会員参加率(同友会行事に参加)

順位	支部	3月%	前年同月%	24平均	23平均	得点
第1位	大津	37.7	31.3	33.0	33.2	10
第2位	北近江	37.4	27.2	30.3	27.4	9
第3位	高島	37.0	40.4	33.4	38.8	8
第4位	湖南	24.6	17.7	24.5	29.0	7
第5位	甲賀	22.2	30.0	24.4	29.0	6
第6位	東近江	19.0	17.6	20.8	22.4	5
	平均	29.7	27.4	27.7	30.0	

例会参加率

順位	支部	3月%	前年同月%	24平均	23平均	得点
第1位	高島	34.8	29.3	25.9	28.4	10
第2位	北近江	28.6	20.7	24.0	23.7	9
第3位	大津	25.4	21.0	19.1	21.1	8
第4位	甲賀	20.0	30.0	18.8	20.4	7
第5位	湖南	16.9	20.7	14.7	17.2	6
第6位	東近江	15.1	26.2	13.7	18.4	5
	平均	23.5	24.7	19.4	21.5	

3月の総合順位

順位	支部	得点
第1位	北近江	37
第2位	高島	34
第2位	大津	34
第4位	甲賀	24
第4位	湖南	24
第6位	東近江	23

運営委員会参加率

順位	支部	3月%	前年同月%	24平均	23平均	得点
第1位	北近江	85.0	60.0	69.6	36.4	10
第2位	大津	56.5	54.5	68.0	81.3	9
第3位	東近江	47.6	25.0	45.6	47.9	8
第4位	湖南	42.3	53.8	42.3	61.3	7
第5位	高島	41.7	54.5	66.0	74.9	6
第6位	甲賀	0.0	50.0	55.0	50.9	5
	平均	45.5	49.6	57.8	58.8	

2024年度4-3月累計順位

順位	支部	得点	平均得点
第1位	高島	418.0	69.7
第2位	北近江	417.0	69.5
第3位	大津	387.0	64.5
第4位	甲賀	324.5	54.1
第5位	湖南	313.0	52.2
第6位	東近江	270.0	45.0

日	開始	終了	例会・会議等	会場	参加者数
中小企業家同友会全国協議会					
4月4日	13:30～19:00	2024年度関西ブロック支部運営交流会in大阪	マイドームおおさか		13
4月5日	9:00～12:00	関西ブロック代表者会議	マイドームおおさか		5
6月6日	13:30～17:00	中小企業憲章・条例推進月間、中小企業魅力発信月間キックオフ行事	ZOOM		2
6月13日	17:00～	中同協 第55期第3回幹事会	ZOOM		3
6月7日	13:00～17:00	第55回中小企業サミット（全国インターンシップに行ったら自分発見できた件）	UDX_AKIHABARA		7
6月10日	13:00～12:00	中同協・第27回女性経営者全国交流会in大阪	スエスホテル南海大阪・ZOOM		15
7月6日	13:00～12:00	中同協・第56期第56回定時総会in卓城	仙台南際センター		9
7月4日	13:00～15:00	中同協 第56期第1回幹事会	仙台南際センター		4
7月30日	15:00～16:30	関西ブロック景況調査結果判定会議（サテライト会場）	(株) 渡辺工業		4
8月8日	10:30～12:00	中同協 関西ブロック合同景況調査発表会	大阪キヤッツスルホテル		5
8月20日	13:30～17:00	中同協 組織強化会員増強全国交流会	ZOOM		4
9月9日	13:30～12:00	2024年度上半期 関西ブロック事務局長会議	レンタルスペースCota		6
9月16日	13:00～16:00	中同協 第55回中同協青年部連絡会in卓城 メインテーマ：「集え！変革者 ～日本のひたから照らす未来～」	フェニックス・シー・ザ・リゾート		53
10月16日	13:00～17:00	中同協 第56期第2回幹事会	ZOOM		3
11月10日	13:00～12:00	第8回人を生かす経営全国交流会in長崎	ホテルニュー長崎		5
1月11日	13:00～11:00	中同協 第56期第3回幹事会	A P 東京八重洲		4
1月11日	11:00～12:45	関西ブロック代表者会議	A P 東京八重洲		4
2月13日	13:00～17:00	第2回中同協共同求人委員会	TRF新橋カフェレンスセンター		1
2月13日	13:00～20:30	(下期) 関西ブロック事務局長会議	国民休暇村紀州加太		1
3月4日	13:00～17:00	2024年度第2回中同協女性部連絡会	ZOOM		1
3月18日	13:00～17:00	中同協 第56期第4回幹事会	ZOOM		3
全県行事					
滋賀県中小企業家同友会 第46回定時総会 一般社団法人滋賀県中小企業家総会 記念例会 テーマ：『学んだことは即実践！地域づくりのリーダーとしての自覚』					
4月25日	15:00～20:20	報告者：米田 順哉氏 愛媛県中小企業家同友会 代表理事	ホテルニューオーウミ		101
7月17日	14:00～18:10	※高島4 大津25 湖南18 甲賀10 東近江21 北近江 15 第33回滋賀県経営研究集会 テーマ：「いまこそ学び合おう中小企業家同友会で～中小企業を主役～」	ホテルニューオーウミ		211
1月30日	16:00～17:30	2025年新春例会・記念講演 テーマ：「地域の産業・経済は大産業転換をどう乗り切ったか？～フインランド・オウルの経験から学べるもの～」 講師：徳丸 宣徳 氏 関西大学政策創造学部 教授 高島7人 大津21人 湖南19人 甲賀11人 東近江12人 北近江19人	クサツエストピアホテル		119
総務会					
4月25日	12:00～14:00	第1回総務会	ホテルニューオーウミ		6
5月28日	15:00～19:00	第1回総務会	㈱PRO-SEED&Zoom		6
6月27日	15:00～17:00	第3回総務会	滋賀建機㈱		6
7月30日	12:30～14:45	第3回総務会	(株) 渡辺工業		7
8月28日	15:00～17:00	第5回総務会	キラリエ草津		7
9月29日	15:00～17:00	第6回総務会	キラリエ草津		4
10月26日	15:00～17:00	第7回総務会	(株) ピアライフ		5
11月26日	15:00～17:00	第9回総務会	(株) 七黒		5
12月26日	15:00～19:30	第8回総務会＋忘年会	キラリエ草津＋ノヴァノヒガン		8
1月28日	15:00～17:00	第10回総務会	(株) PRO-SEED		6
2月27日	14:00～16:00	第10回総務会	㈱渡辺工業		5
3月26日	15:00～17:00	第12回総務会・役員選考会議	同友会事務局		6
理事会					
4月16日	16:30～17:30	2023年度会計監査	同友会事務局		3
4月12日	15:00～17:30	第13回理事会	キラリエ草津		24
5月8日	15:00～17:15	第24回理事会	キラリエ草津		24

6月3日	15:00～17:30	第3回理事会	キラリエ草津		23
7月9日	15:00～17:30	第4回理事会	キラリエ草津		22
8月2日	15:00～17:30	第5回理事会	トラットリアデラメーラ		21
9月5日	15:00～17:30	第6回理事会	キラリエ草津		26
10月3日	15:00～17:30	第7回理事会	キラリエ草津		22
11月6日	15:00～17:30	第8回理事会	キラリエ草津		23
12月6日	15:00～17:30	第9回理事会	クサツエストピアホテル		22
12月6日	17:40～19:30	理事会忘年会	アリエージュ		16
1月8日	15:00～17:30	第10回理事会	キラリエ草津		19
2月3日	15:00～17:30	第11回理事会	キラリエ草津		26
3月5日	15:00～17:30	第12回理事会	キラリエ草津		24
立命館大学キャリアデザイン講義					
10月17日	16:20～17:50	立命館大学経済学部2回生キャリアデザイン講義 オリエンテーション 講師：中野裕介氏 ㈱ジョーニーシ代表取締役社長	立命館大学		282
10月24日	16:20～17:50	立命館大学経済学部2回生キャリアデザイン講義 テーマ：地域と暮らしを担う中小企業 講師：吉本 猛氏 ㈱アルフ 代表取締役	立命館大学		283
10月31日	16:20～17:50	立命館大学経済学部2回生キャリアデザイン講義 テーマ：地域と暮らしを担う中小企業 講師：原田 裕次郎氏 ㈱ゼブンス 代表取締役	立命館大学		283
11月7日	16:20～17:50	立命館大学経済学部2回生キャリアデザイン講義 テーマ：地域と暮らしを担う中小企業 講師：田中 和樹氏 株式会社ブレイ比良 代表取締役	立命館大学		153
11月14日	16:20～17:50	立命館大学経済学部2回生キャリアデザイン講義 テーマ：地域発世界へチャレンジする企業 講師：山本 昌弘氏 フランチャイズビジネス・インキュベーション株式会社 代表取締役	立命館大学		152
11月21日	16:20～17:50	立命館大学経済学部2回生キャリアデザイン講義 テーマ：地域発世界へチャレンジする中小企業 講師：青柳 孝幸氏 株式会社PRO-SEED 代表取締役	立命館大学		153
11月28日	16:20～17:50	立命館大学経済学部2回生キャリアデザイン講義 テーマ：地域発世界へチャレンジする中小企業 講師：渡邊 雄介氏 株式会社渡辺工業 専務取締役	立命館大学		152
12月5日	16:20～17:50	立命館大学 経済学部 キャリアデザイン講座 「地域と共に歩む製造業」 講師：地田 昌弘氏 有限会社天平フーズ 代表取締役社長	立命館大学		152
12月12日	16:20～17:50	立命館大学 経済学部 キャリアデザイン講座 「地域と共に歩む製造業」 講師：大日 陽一郎氏 山科精器株式会社 代表取締役社長	立命館大学		152
12月19日	16:20～17:50	立命館大学 経済学部 キャリアデザイン講座 「地域と共に歩む製造業」 講師：松尾 直樹氏 松尾バルブ株式会社 代表取締役社長	立命館大学		152
政策委員会					
4月26日	17:00～18:00	政策委員会	ZOOM		5
6月10日	17:00～18:00	政策委員会	ZOOM		6
6月12日	15:00～15:30	自民党県議団との政策懇談会	県庁委員会室		7
8月2日	10:30～11:00	公明党滋賀本部との政策要望懇談会	ピアザ浜海		5
8月21日	16:00～16:30	チームしがとの政策要望懇談会	滋賀県庁委員会室		5
10月15日	15:00～17:00	政策委員会例会 経営環境分析実践講座「RESAS例会」	キラリエ草津		32
12月9日	18:00～19:00	政策委員会	キラリエ草津		10
2月3日	18:00～19:00	政策委員会	ZOOM		10
3月4日	18:00～19:00	政策委員会	野洲セントラルホテル		9
経営労働委員会					
4月11日	18:00～20:00	第12回経営労働委員会	ZOOM		11
5月9日	18:00～20:00	第1回経営労働委員会	ZOOM		8
6月6日	18:00～20:00	第2回経営労働委員会	ZOOM		6
7月11日	18:00～20:00	第3回経営労働委員会	ZOOM		10
8月20日	18:00～20:00	第4回経営労働委員会	ZOOM		8
9月7日	18:00～20:00	第5回経営労働委員会	ZOOM		8
10月4日	18:00～20:00	第6回経営労働委員会	ZOOM		7

11月1日	18:00～20:00	第7回経営労働委員会	ZOOM	9
12月2日	17:30～19:30	第8回経営労働委員会	キラリエ草津	7
1月26日	18:00～20:00	第9回経営労働委員会	ZOOM	7
2月20日	18:00～20:00	第10回経営労働委員会	ZOOM	5
経営指針を創る会				
4月20日	9:15～17:20	第45期経営指針を創る会第3講	可以登校別館	44
5月18日	9:00～18:00	第46期経営指針を創る会第4講	地域分科会	48
6月4日	13:15～16:45	第46期経営指針を創る会指針経営基礎講座第2講	キラリエ草津	18
6月17日	10:00～18:00	第46期経営指針を創る会第5講	可以登校別館	47
7月13日	10:00～18:00	第45期経営指針を創る会第6講	地域分科会	44
8月24日	10:30～19:00	第46期経営指針を創る会第7講	キラリエ草津 クサツエストピアホテル	45
1月9日	18:30～20:30	第47期経営指針を創る会オリエンテーション	トラットリア・デ・ラ・マータ	34
2月10日	9:00～12:00	第47期経営指針を創る会第1講	可以登校別館	45
3月15日	9:00～18:00	第47期経営指針を創る会第2講	琵琶湖マリオットホテル	42
3月21日	9:00～18:00	第47期経営指針を創る会指針経営基礎講座第1講	キラリエ草津	8
共育・求人委員会				
4月14日	18:00～20:00	第12回共育・求人委員会	ZOOM	6
5月9日	18:00～19:30	第1回共育・求人委員会	ZOOM	8
6月12日	18:00～19:30	第2回共育・求人委員会	ZOOM	9
7月10日	18:00～19:30	第3回共育・求人委員会	ZOOM	8
8月7日	18:00～19:30	第4回共育・求人委員会	ZOOM	6
9月12日	18:00～19:30	第5回共育・求人委員会	ZOOM	8
10月9日	18:00～19:30	第6回共育・求人委員会	ZOOM	7
11月7日	18:00～19:30	第8回共育・求人委員会	Zoom	6
12月13日	18:00～20:00	第8回共育・求人委員会	キラリエ草津	10
1月9日	18:00～19:45	第9回共育・求人委員会	ZOOM	7
2月13日	18:00～20:00	第10回共育・求人委員会	ZOOM+事務局	8
3月19日	18:00～19:30	第11回共育・求人委員会	ZOOM	10
共育・求人委員会《共同求人活動》				
4月1日	13:30～15:30	2024年度新人社員合同入社式	クサツエストピアホテル	39
4月14日	14:00～16:00	25共同求人全体会	ZOOM	11
5月28日	15:00～17:30	共同求人活動 25年度インターンシップイベント説明会	ZOOM	15
10月21日	14:00～17:00	2026共同求人活動キックオフミーティング	キラリエ草津	18
11月12日	10:00～11:30	京滋共同求人3役MTG	ZOOM	6
11月22日	13:00～14:30	京都芸術デザイン専門学校 インターンシップ学内合説	京都芸術デザイン専門学校	53
11月23日	10:00～17:30	成安造形大学 2024年度「就業力育成演習」模擬面接会	ZOOM	107
12月6日	10:00～11:00	京都滋賀共同求人3役MTG	ZOOM	7
12月10日	13:00～17:00	滋賀文教短期大学 JOBセミナー	滋賀文教短期大学	28
1月29日	15:00～17:00	共同求人活動第3回全体会	ZOOM	19
2月10日	18:00～19:00	2025卒共同求人活動 学生打合せ	ZOOM+キラリエ	9
2月17日	9:30～12:30	京都芸術デザイン専門学校 インターン全体会	京都芸術デザイン専門学校	60
2月28日	9:30～12:30	京都芸術デザイン専門学校 インターン振り回り全体会	京都芸術デザイン専門学校	60
3月18日	13:00～17:00	社長と直接話せる合同企業説明会	京都経済センター	182
共育・求人委員会《共育活動》				
4月2日	9:30～16:30	2024年度新人・若手社員研修会	キラリエ草津	35
9月12日	10:00～16:30	2024年度 第2回新人・若手社員研修会	フェリエ南草津	33
2月13日	10:00～16:30	第3回新人若手社員研修会	キラリエ	30
ユニバーサル委員会				
4月13日	10:00～11:30	第12回ユニバーサル委員会	ZOOM	12
4月18日	14:30～17:00	ユニバーサル・共育・求人委員会合同例会	キラリエ草津	61
5月16日	10:00～12:00	第11回ユニバーサル委員会	ZOOM	20
6月20日	10:00～12:00	第12回ユニバーサル委員会	ZOOM	11
7月18日	10:00～12:00	第3回ユニバーサル委員会	ZOOM	19
7月25日	10:00～20:00	ユニバーサル委員会例会	dew spot	13
8月8日	10:00～12:00	第4回ユニバーサル委員会	ZOOM	12
8月10日	10:00～11:30	第5回ユニバーサル委員会	フェリエ南草津	12
9月13日	10:00～11:30	第3回ユニバーサル委員会	ZOOM	12
9月17日	10:00～11:30	第6回ユニバーサル委員会	ZOOM	15
10月21日	10:00～11:30	第7回ユニバーサル委員会	ZOOM	12
11月27日	10:00～12:30	ユニバーサル委員会11月例会	COZY TOWN	30
12月19日	10:00～12:00	第8回ユニバーサル委員会	ZOOM	11

1月18日	10:00～12:00	第9回ユニバーサル委員会	ZOOM	9
2月20日	10:00～12:00	第10回ユニバーサル委員会	ZOOM	12
3月21日	10:00～11:30	第11回ユニバーサル委員会	ZOOM	8
3月28日	9:00～18:00	ユニバーサル委員会例会	京都府	16
広報委員会				
8月27日	18:00～19:00	第4回広報委員会	ZOOM	3
1月22日	17:00～18:00	第9回広報委員会	ZOOM	3
2月26日	17:00～17:30	第10回広報委員会	ZOOM	3
3月26日	17:00～18:00	第11回広報委員会	ZOOM	4
5月22日	18:00～19:00	第1回広報委員会	ZOOM	3
6月26日	18:00～19:00	第2回広報委員会	ZOOM	4
7月24日	18:00～19:30	第3回広報委員会	ZOOM	4
4月24日	18:00～19:30	第1回広報委員会	ZOOM	4
9月25日	18:00～19:30	第6回広報委員会	ZOOM	4
10月2日	18:00～19:00	第6回広報委員会	ZOOM	4
11月20日	18:00～19:00	第8回広報委員会	ZOOM	3
環境経営委員会				
4月10日	18:30～20:00	第11回環境経営委員会	ZOOM	4
5月17日	18:30～20:00	第1回環境経営委員会	ZOOM	6
6月18日	18:30～20:00	第2回環境経営委員会	ZOOM	6
6月12日	14:00～17:00	同友エニ表彰式		4
7月18日	18:00～20:00	第3回環境経営委員会	ZOOM	6
7月18日	18:00～20:00	第3回環境経営委員会	ZOOM	6
7月18日	18:00～20:00	第3回環境経営委員会	ZOOM	6
8月22日	18:30～20:00	第4回環境経営委員会	ZOOM	5
9月11日	18:30～20:30	環境経営委員会 テーマ：サリンスタンドをまちのエコロジーズーションへ	キラリエ草津	8
10月16日	18:30～20:00	第6回環境経営委員会 報告者・栗山 松由氏 油蔭地車機 代表取締役	ZOOM	5
11月5日	18:30～21:00	環境経営委員会11月例会 テーマ：「アトツギ環境経営への挑戦 ～中小企業の環境経営への取り組み～」 報告者:酒巻 劍氏 法面プロテクト㈱ 部長	キラリエ草津	13
12月16日	18:00～20:00	第12月環境経営委員会例会	ZOOM	6
1月15日	18:30～20:00	第9回環境経営委員会	ZOOM	5
3月17日	17:30～20:00	第10回環境経営委員会&勉強会	事務局	8
仲間づくり委員会				
4月15日	19:30～20:15	第12回仲間づくり委員会	彦根共同法律事務所	6
5月17日	19:00～20:30	第1回仲間づくり委員会	彦根共同法律事務所	6
6月21日	18:30～20:30	第2回仲間づくり委員会	jinen	5
7月19日	19:00～20:30	第3回仲間づくり委員会	就労ネットワーク	5
8月23日	19:00～20:30	第4回仲間づくり委員会	㈱Honki	8
10月17日	19:00～20:30	第5回仲間づくり委員会	彦根共同法律事務所	5
11月21日	19:00～20:30	第6回仲間づくり委員会	可以登校別館	6
12月20日	19:00～21:00	第7回仲間づくり委員会	キラリエ草津	6
1月23日	18:30～19:30	第8回仲間づくり委員会	Zoom	4
3月14日	18:30～20:00	第9回仲間づくり委員会	Zoom	3
例会委員会				
6月24日	15:00～16:00	第1回例会委員会	ZOOM	5
8月22日	16:00～17:00	第2回例会委員会	ZOOM	6
10月24日	13:30～14:30	新泰例会報告者との打ち合わせ	ZOOM	3
11月27日	15:00～16:00	第3回例会委員会	ZOOM	6
新産業創造委員会				
10月4日	18:00～20:00	海外ビジネス研究会懇親会	万華鏡	12
青年部《会議》				
4月12日	19:00～21:00	青年部 第11回幹事会	キラリエ草津+ZOOM	19
5月13日	19:00～21:00	青年部 第12回幹事会	㈱サン機工	18
6月10日	19:00～21:00	青年部 第1回幹事会	㈱サン機工	18
7月5日	20:00～22:00	青年部 第2回正副幹事会		7
7月8日	19:00～21:00	青年部 第2回幹事会	㈱サン機工	13

9月6日	20:00～22:00	青年部 第4回正副幹事会	南サン機工	7
9月12日	19:00～21:00	青年部 第4回幹事会	キラリエ草津	13
10月7日	19:00～21:00	青年部 第5回幹事会	南サン機工	17
1月14日	19:00～21:00	青年部 第8回幹事会	南サン機工	10
2月13日	19:00～21:00	青年部 第9回幹事会	湖東開発㈱	11
3月10日	19:00～21:00	青年部 第10回幹事会	サン機工	12
青年部《例会など》				
4月18日	18:30～20:50	青年部 4月例会 テーマ：「ハイテクレジャーサーから経営者へ転身！[ベジション経営で従業員4人から200人の会社の創り方へ]」 報告者：石川 朋之氏 ㈱honki 代表取締役	キラリエ草津	56
5月23日	17:00～19:00	青年部第23回定時総会・方針発表会 テーマ：「風がなくても風をあげろ」	フェリエ南草津	57
6月26日	18:15～20:45	湖南支部・青年部合同例会 テーマ：「赤字企業から黒字企業へ！～会社を伸ばし続けるための思考法～」 報告者：迎 敦雄氏（宮崎同友会 理事） 湖南九州みかど 代表取締役	キラリエ草津	99
10月28日	14:30～20:30	第20回近畿圏青年部合同例会in兵庫	神戸ポートピアホテル	566
11月5日	19:00～21:00	青年部 第6回幹事会	南サン機工	15
12月12日	19:00～21:00	青年部 第7回幹事会	南サン機工	14
1月17日	18:30～20:45	青年部11月例会 テーマ：「ビジネスモデル検討会」	フェリエ南草津	41
女性部				
4月11日	19:00～20:30	女性部4月MTG①	ZOOM	12
4月16日	19:00～20:30	女性部4月MTG②	ZOOM	8
5月14日	19:00～20:30	女性部5月ミーティング①	ZOOM	8
5月20日	19:00～20:30	女性部5月ミーティング②	ZOOM	13
6月17日	19:00～20:45	女性部6月ミーティング	ZOOM	16
6月25日	14:00～16:45	女性部第3回定時総会・記念例会 テーマ：「経営者の覚悟、女性部昇興の覚悟、地域リーダーとしての覚悟」 報告者：楳田 加那氏（株）大瀬電氣取締役 奈良同友会女性部会長 女性部第1回全体会議	キラリエ草津	41
7月16日	19:00～20:45	女性部第1回全体会議	ZOOM	12
8月20日	19:00～20:30	第2回女性部全体会議	ZOOM	14
11月7日	19:00～20:30	女性部11月定例会議	ZOOM	12
1月14日	19:00～20:30	女性部1月定例会議	ZOOM	11
2月10日	19:00～20:30	女性部2月定例会議	ZOOM	15
近畿圏女性部合同例会実行委員会				
6月19日	14:00～16:00	近畿圏女性部合同例会実行委員会	ZOOM	22
7月18日	14:00～16:00	第16回近畿圏女性部合同例会第2回実行員会	ZOOM	20
8月21日	14:00～16:00	近畿圏女性部合同例会第3回実行委員会	ZOOM	23
9月10日	14:00～16:00	第16回近畿圏女性部合同例会第4回実行委員会	ZOOM	22
10月16日	14:00～16:00	第16回近畿圏女性部合同例会in滋賀実行委員会	ZOOM	25
11月17日	14:00～16:00	第16回近畿圏女性部合同例会第6回実行委員会	ZOOM	23
12月4日	19:00～20:30	女性部12月定例会議	ZOOM	8
12月19日	14:00～16:00	第16回近畿圏女性部合同例会第7回実行委員会	ZOOM	21
1月14日	14:00～16:00	第16回近畿圏女性部合同例会第8回実行委員会	ZOOM	25
1月17日	10:00～12:00	近畿圏女性部合同例会グループ長研修	ZOOM	21
2月13日	14:00～16:00	第16回近畿圏女性部合同例会第9回実行委員会	ZOOM	24
2月17日	13:30～17:00	第16回近畿圏女性部合同例会in滋賀 テーマ：覚悟を決めよう～誰もが意識の変革・変革の時～ 基調講演：坂東真理子氏 昭和女子大学 総長	クサツエストピアホテル/ZOOM	170
大津支部				
5月27日	18:00～20:30	大津支部第45回定時総会・記念例会 テーマ「不確一体経営の実践で、変革の時代を生き抜く！！」 問題提起者 永井茂一さん(株)ピアライフ 代表取締役	旧大津公会堂3Fホール	47

6月28日	18:30～21:00	例会 テーマ：「会社をやらないと 決めた僕が 会社の代表に なったわけ」	明日都浜大津ふれあいプラザ	34
7月17日	13:00～19:20	第33回滋賀県経営研究会への参加 テーマ：「今こそ学び合おう中小企業家同友会で～中小企業を主役に～」	ホテルニューオウミ	33
7月30日	19:00～21:00	BS勉強会	大津市ふれあいプラザ	10
8月28日	18:30～21:00	大津支部x青年部8月合同例会（開催延期） テーマ：「進はれるために必要なこと。それは一歩目を踏み出すこと。」 報告者：本田 哲也氏（株）MIO 代表取締役	大津市ふれあいプラザ	0
9月26日	18:30～21:00	例会 テーマ：「同友会の学びと実践を素直に続けられ、必ず会はは良くなる」 報告者：宮川絵理子氏 宮川パネ工業（株）専務取締役	旧大津公会堂	63
10月30日	18:30～21:00	大津・高島合同例会 テーマ：「教育」or「共育」！？ ～こらかの時代に求められるキョウウイクとは？～ 報告者：北川 渉 氏 NPO法人TSC理事	La COSSO	36
11月28日	18:00～21:00	大津支部11月例会（経営労働員会推薦） テーマ：「経営指針を創る会を終えて見た、私の進む道と10年ビジョン」 報告者：坂本泰一氏 社会保険労務士坂本事務所 代表 報告者：山田智奈美氏 滋賀器器工業㈱ 代表取締役 報告者：やすなみずほ氏（株）Yasunari 代表取締役	大津ふれあいプラザホール	36
12月15日	18:30～21:00	例会 テーマ：「高島から世界へ！地域の想いを未来の舞台へ！」 報告者：池田 昌弘氏（有）天平フーズ 代表取締役	大津市ふれあいプラザホール	30
2月20日	18:30～21:00	大津支部x青年部2月合同例会 テーマ：「進はれるために必要なこと。それは一歩目を踏み出すこと。」 報告者：本田 哲也さん（株）MIO 代表取締役	旧大津公会堂	55
3月18日	18:30～21:00	大津支部交流会 テーマ：「本質を極める経営術 ～360度全人格形成の実践から学ぶ」 報告者：小坂 洋平氏（株）ワールドサニー 代表取締役社長	滋賀大学大津サテライト	58
大津支部《役員会他》				
4月7日	18:30～20:30	第12回運営委員会	明日都浜大津1F	15
4月17日	13:00～14:00	第11回正副支部長会議	ZOOM	7
5月8日	13:00～14:00	第12回正副支部長会議	ZOOM	7
5月16日	18:30～20:00	第13回運営委員会	ZOOM	23
6月3日	13:00～14:00	第1回正副支部長会議	ZOOM	6
6月12日	18:30～20:50	第1回運営委員会	ZOOM	19
7月9日	13:00～14:00	第2回正副運営委員会	ZOOM	6
7月11日	18:30～21:00	第2回運営委員会	ZOOM	16
8月2日	13:00～14:00	第3回正副支部長会議	ZOOM	7
8月7日	18:30～20:30	第3回運営委員会	大津市ふれあいプラザ	15
9月5日	13:00～14:00	大津支部 第4回正副支部長会議	ZOOM	6
9月12日	18:30～20:30	大津支部 第4回運営委員会	ZOOM	19
10月3日	13:00～14:00	大津支部 第5回正副支部長会議	ZOOM	7
10月10日	18:30～21:00	大津支部 第6回運営委員会	ZOOM	18
11月5日	18:30～20:00	方針中間検証会議	大津ふれあいプラザ	10
11月6日	13:00～14:00	第6回正副支部長会議	ZOOM	6
11月14日	18:30～20:30	第7回運営委員会	ZOOM	20
12月6日	13:00～14:00	第7回正副支部長会議	ZOOM	5
12月12日	18:30～20:30	第7回運営委員会	大津ふれあいプラザ	14
1月8日	13:00～14:00	第8回大津支部正副支部長会議	ZOOM	5
1月16日	18:30～20:50	第8回大津支部運営委員会	ZOOM	18
2月3日	13:00～14:00	第9回正副支部長会議	ZOOM	7
2月13日	18:30～20:45	第9回運営委員会	ZOOM	17
3月5日	13:00～14:00	第10回大津支部正副支部長会議	ZOOM	7

3月13日	18・30～20・00	第10回運営委員会	ZOOM	14
高島支部				
高島支部第2回定時総会・記念例会 問題提起とグループ討論 テーマ：「15分でわかる同友会～支部長になって初めて知った同友会の真顔」 問題提起者 北川 涉高島支部長 グループワーク「あなたは同友会を通して 何に挑戦したいですか？」				
5月15日	17・00～21・00		WEST LAKE HOTEL 可以登楼	22
6月19日	18・30～20・30	第33回滋賀県経営研究会への参加 テーマ：「今こそ学び合おう中小企業家同友会～中小企業を主役にして～」	今津東コミュニケーションセンター	20
7月17日	13・00～19・20	第33回滋賀県経営研究会への参加 テーマ：「今こそ学び合おう中小企業家同友会～中小企業を主役にして～」	ホテルニューオウミ	13
7月23日	19・00～21・00	正副支部長会議	(株) clo-ba	4
8月21日	18・30～21・00	テーマ：「動物文化をうつと夢道に、そして世界に、～私の運せられた動物の可能性～」 報告者：村庭朋友氏 トキメキモノ 代表	シエアスベース白湖	14
9月18日	18・00～20・30	例会 テーマ：「今、求められる地域の活性化」 報告者：山本昌弘氏 DBI株式会社 代表取締役社長	可以登楼別館	32
10月30日	18・30～21・00	高島・大津支部合同例会 テーマ：「教育」or「共育」！？ ～ここからの時代に求められるキョウウイクとは？～ 報告者：北川 涉氏 NPO法人TSC理事	La COSSO	16
11月23日	18・30～21・00	高島支部オーブン例会 テーマ：「社員が誇りをもって働ける会社づくり～人間尊重経営の第1歩は“丸投げ経営”！？～」 報告者：大日陽一郎氏 山科精器(株) 代表取締役社長	可以登楼別館	22
12月16日	14・00～15・00	高島市長選候補予定者アンケート訪問 例会＋翌年会 テーマ：「決意元年」 報告者：大森 健一(株)Walk 代表取締役 報告者：早川 浩徳(株)ユメミライ 代表取締役 報告者：森永 江里子Moe 代表者	今津～安曇川 新来歩	3 15
2月19日	18・00～20・00	例会 テーマ：心から笑って、美しく～創る会を通して確信した思い、洋服を通して「高島から全国」へ広めたい！～ 報告者：森永江里子さん Moe代表者	新旭公民館	25
3月13日	18・00～20・30	オーブン例会 テーマ：「SNSが切り拓く新時代～あいめこ流ビジネスの趣意～」 報告者：あいめこ氏 (株)withera 代表取締役	可以登楼別館	28
高島支部《役員会他》				
4月17日	18・30～20・30	第11回運営委員会	clo-ba(株)	9
5月1日	18・30～20・30	第12回運営委員会	(有)橋本燃料バイオエナジーゼン製造所	8
6月5日	18・30～20・30	第1回運営委員会	NAII+CAFE ecclat	9
7月3日	18・30～20・30	第2回運営委員会	(株) Walk	8
8月7日	18・30～20・45	第3回運営委員会	(有)橋本燃料BDF製造所	14
9月4日	18・30～20・45	第4回運営委員会	NPO法人TSC会議室	8
10月24日	18・30～20・30	第5回運営委員会	(株)新来歩	8
10月24日	18・30～20・00	総務委員会	ZOOM	2
11月25日	18・30～20・00	高島支部総務委員会	ZOOM	2
11月4日	18・30～20・30	高島支部 第6回運営委員会	プロッサムジュニア	8
12月2日	18・30～20・30	第7回運営委員会	かばた館2階	8
1月6日	18・30～20・00	第8回運営委員会	ZOOM	9
2月28日	18・00～20・00	総務委員会	ZOOM	3
2月5日	18・30～20・30	第9回運営委員会	ZOOM	10
3月6日	18・30～20・30	第10回運営委員会	ZOOM	6
湖南支部				

5月21日	18・00～20・00	湖南支部第44回定時総会・記念例会 テーマ：「2023年度総括と2024年湖南支部方針について」 報告者：寺田 好孝氏 寺田南事(株) 代表取締役 上野 忠夫氏 南トップ 代表取締役 藤田 雅樹氏 藤田工務店(株) 代表取締役	キラリエ草津	32
6月26日	18・15～20・45	湖南支部・青年部合同例会 テーマ：「赤字企業から黒字企業へ！～会社を伸ばし続けるための思考法～」 報告者：迎 敦雄氏 (宮崎同友会 理事) 湖南九州みかど 代表取締役	キラリエ草津	99
7月17日	14・00～18・10	第33回滋賀県経営研究会 テーマ：「いこそ学び合おう中小企業家同友会で～中小企業を主役にして～」	ホテルニューオウミ	21
8月23日	17・00～21・00	草津地区会(開催中止)	山一産業(株)	0
8月25日	19・00～21・00	野洲地区会(開催中止)	湖南南オートセンター	0
8月29日	19・00～21・00	草津地区会(開催中止)	湘セブンズ	0
9月19日	18・30～21・50	例会 テーマ：「経営指針書でつくる「魅力ある企業」とは「稼ぐ力」と「人を育てる力」が企業伝統の源～」 報告者：青木 雅生氏 三重大学 教授	キラリエ草津	34
10月15日	18・00～20・45	湖南支部10月研修例会 テーマ：経営理念と人を育てる力 講師：青木 雅生氏 三重大学 教授	キラリエ草津	21
11月27日	18・30～21・00	湖南支部11月BIG例会 テーマ：「任せる力～組織を動かす社長の覚悟～」 報告者：磯村 太郎氏 サン樹脂(株) 代表取締役	クサツエストピアホテル	49
12月17日	18・00～20・30	例会 テーマ：「リーダーが変われば組織が変わる！」～主体性を育む最強チームの創り方～ 報告者：渡辺素記さん 南アイリス 取締役統括本部長	キラリエ草津	18
2月4日	18・00～19・00	栗東地区会 報告者：赤井健史さん 湖南南オートセンター 代表取締役	湖南南オートセンター	7
2月17日	18・00～20・00	守山・野洲地区会 報告者：原田 裕次郎さん 湘セブンズ	湘セブンズ	6
2月27日	18・00～20・00	草津地区会 報告者：小森 俊彦さん 湘ビイサイドプランニング 代表取締役社長	湘ビイサイドプランニング	8
3月14日	18・30～20・45	湖南支部3月地区会 テーマ：「経営者に必要なのは素直な人柄と行動力！」～夢に向かって人を巻き込む力の育て方～ 報告者：若本 重治氏 南がんさん 代表取締役	キラリエ草津	35
湖南支部《役員会他》				
4月9日	18・00～20・00	第11回運営委員会	キラリエ草津	17
5月14日	18・00～20・00	第12回運営委員会	キラリエ草津	12
6月11日	18・00～20・00	第1回運営委員会	キラリエ草津	12
7月9日	18・00～20・00	第2回湖南支部運営委員会	キラリエ草津	13
8月9日	18・00～20・00	第3回湖南支部運営委員会	同友会事務局	11
10月8日	18・00～20・00	第5回 湖南支部運営委員会	キラリエ草津	13
9月10日	18・00～20・00	第4回湖南支部 運営委員会	キラリエ草津	15
11月12日	18・00～20・00	第6回湖南支部運営委員会	キラリエ草津	10
1月21日	18・00～20・00	第8回湖南支部運営委員会	キラリエ草津	13
3月11日	18・00～20・00	第10回運営委員会	事務局	11
2月11日	18・00～20・00	第9回運営委員会	キラリエ草津	11
甲賀支部				
5月20日	17・40～19・10	甲賀支部第11回定時総会・記念例会 テーマ：「いこそ話し合おう～自分ゴトの例会運営～」 報告者：参加者の皆さん	キラリエ草津	13
5月22日	18・00～19・15	第3回ダイバシティオグループ委員会	ZOOM	3

6月22日	18・30～21・00	例会 テーマ：自動車販売のトップセールスマンから農業起業家へ 報告者：井狩けい氏 ㈱フアームケイ 代表取締役	キラリエ草津	22
7月17日	14・00～18・10	第33回滋賀県経営研究会 テーマ：「いまこそ学び合おう中小企業家同友会で～中小企業を主役に～」	ホテルニューオウミ	13
8月24日	18・30～20・00	～熱く語りながら奮さをぶつ飛ばそう！納涼例会～	近江鉄道日野駅	18
9月21日	18・30～21・00	例会 テーマ：「新解釈で経営は変わる」 報告者：川崎博治氏 ㈱ワークロード 顧問	キラリエ草津	22
10月18日	18・30～20・50	甲賀支部 10月例会 テーマ：感動からのCan Do～ ～ベバゴットライトを浴びてきたダンサーが人や企業に光を当てる側を選んだストーリー～	キラリエ草津	50
11月29日	18・30～20・45	報告者：やすみなずは氏 ㈱ヤスナート 代表取締役 甲賀支部・青年部合同11月例会 テーマ：「学校では教えてくれない社員の育て方」 報告者：加賀山 望氏 ㈱安心アシスト 代表取締役	キラリエ草津	45
12月12日	18・30～21・00	例会 テーマ：「2024年の振り返り 2025年に向けて 翌年例会」	料理茶屋杉	25
2月18日	19・00～21・00	例会 テーマ：「Withの精神！共に育つ」 報告者：吉川康之氏 社会福祉法人ひかり会守山学園	まるーむ	21
3月26日	18・30～20・45	例会 テーマ：「理念ってなんで必要なんですか？ ～何をかなえていけば社員に自主性が芽生え業績につながるのか？～」 報告者：鎌田祐輔氏 ㈱アルミ・エンタープライズ代表取締役 (一社) 香川同友会会員	キラリエ草津 サン機工 ワークロード (株) ジョーニシ 近江鉄道日野駅 ワークロード ワークロード ワークロード 料理茶屋杉 キラリエ草津 ㈱ワークロード ㈱ワークロード	6 7 6 5 5 5 7 6 10 7 5
甲賀支部《役員会他》				
4月12日	18・00～20・00	第11回運営委員会	キラリエ草津	6
5月10日	18・40～20・10	第12回運営委員会	サン機工	7
6月10日	18・30～20・00	第1回運営委員会	ワークロード	6
7月5日	18・30～20・00	第2回運営委員会	(株) ジョーニシ	5
8月7日	18・30～20・00	第3回運営委員会	近江鉄道日野駅	5
9月6日	18・30～20・00	第4回運営委員会	ワークロード	4
10月16日	18・30～20・00	第5回運営委員会	ワークロード	5
11月8日	18・30～20・00	第6回運営委員会	ワークロード	7
12月12日	17・00～18・30	第7回運営委員会	料理茶屋杉	6
12月10日	18・00～20・00	第8回運営委員会	キラリエ草津	10
1月7日	18・00～18・45	第9回運営委員会	㈱ワークロード	7
2月11日	18・00～19・30	第10回支部運営委員会	㈱ワークロード	5
東近江支部				
5月24日	18・00～20・00	東近江支部第23回定時総会・記念例会 テーマ：「経営指針で会社は変わる！」 報告者：加賀山 望氏 安心アシスト㈱ 代表取締役	ホテルニューオウミ	29
6月14日	19・00～20・00	東地区会 テーマ：「全力」 報告者：田中 呂吉宣氏 ㈱和音 代表取締役	㈱山彦	9
6月17日	19・00～20・00	西地区会 テーマ：「100年続く企業の秘訣は！」 報告者：河村 圭樹氏 河平木材(株) 代表取締役	滋賀建機㈱	9
6月27日	19・00～20・00	北地区会 テーマ：「新入会員の初めまして報告！」 報告者：川瀬 啓輔氏 ㈱川瀬 専務取締役	水茎焼陶芸の里	12
7月17日	14・00～18・10	第33回滋賀県経営研究会 テーマ：「いまこそ学び合おう中小企業家同友会で～中小企業を主役に～」	ホテルニューオウミ	45
8月27日	18・30～20・45	例会(開催中止) 「地元スーパード三代目社長の挑戦～コストコ再販で売上倍増～」 報告者：辻 貴博氏 ㈱ツジヤ 代表取締役社長	Gnetしが	0

9月18日	19・00～21・00	西地区会 テーマ：お月見 経営課題交流会	水茎焼陶芸の里	5
9月30日	19・00～21・00	東地区会 テーマ：貴方の『大事』は何ですか？ 報告者：大橋 慶之氏 ㈱三省堂 代表取締役	なべや渡月	5
10月25日	18・30～20・30	東近江支部10月例会 テーマ：「地元スーパード三代目社長の挑戦～コストコ再販で売上倍増～」 報告者：辻 貴博氏 株式会社ツジヤ 代表取締役社長	ホテルニューオウミ	20
11月8日	18・30～21・00	東近江支部・女性部合同11月BIG例会 テーマ：「経験・知識・売上ゼロからの挑戦」 報告者：丹後 佳代氏 ㈱丹後 取締役	ホテルニューオウミ	75
12月12日	19・00～21・00	会員交流翌年例会 テーマ：「東近江支部会員の1年を振り返って」 報告者：小川良樹さん ㈱椿商事 代表取締役	魚繁王殿	16
2月13日	19・00～20・30	第3回北地区会 東近江支部・青年部合同例会 テーマ：「未来を創るリーダーシップ」 ～信念と行動が未来をつくる～ 報告者：安本 昌広氏 ㈱ワカクサ 代表取締役	かおす	8
3月28日	18・30～21・00		キラリエ草津	73
東近江支部《役員会他》				
4月15日	19・00～21・00	第12回運営委員会	㈱山田保険事務所	9
5月13日	19・00～21・00	第1回運営委員会	㈱山田保険事務所	11
6月6日	19・00～21・00	第2回運営委員会	㈱山田保険事務所	12
7月10日	19・00～21・00	第2回運営委員会	㈱山田保険事務所+200M	11
8月5日	19・00～20・30	第3回運営委員会	㈱山田保険事務所	12
9月9日	19・00～20・30	第4回運営委員会	㈱山田保険事務所	13
10月7日	19・00～20・30	第5回運営委員会	㈱山田保険事務所	10
11月11日	19・00～20・30	第6回東近江運営委員会	㈱山田保険事務所	9
12月11日	19・00～21・00	第7回運営委員会	㈱山田保険事務所	9
1月12日	19・00～21・00	第8回運営委員会	㈱山田保険事務所	11
2月6日	19・00～20・30	第9回支部運営委員会	㈱山田保険事務所	11
3月6日	19・00～21・00	第10回運営委員会	さつき楼	11
北近江支部				
5月27日	17・30～21・00	北近江支部第21回定時総会・5月例会 テーマ：「新しい！これからの中小企業の採用のあり方」 報告者：宮川卓平氏 宮川ハネ工業株式会社 代表取締役	米原市役所市民交流エ リア	26
6月19日	18・30～20・30	長浜・米原ブロック会 テーマ：「売り手市場での採用戦略のポイントとは？」 報告者：西堀 克則氏 西堀中小企業診断士事務所 代表	長浜まちづくりセン ター	21
6月28日	18・00～20・30	彦根ブロック例会 テーマ：社員さんの定着率を上げるために何をやっていきますか？ 報告者：川港和明氏 ㈱アード・フランニング 代表取締役	プロシードアリーナ Hikone	6
7月17日	14・00～18・10	第33回滋賀県経営研究会 テーマ：「いまこそ学び合おう中小企業家同友会で～中小企業を主役に～」	ホテルニューオウミ	36
8月23日	18・00～20・30	彦根ブロック8月例会 テーマ：私の事業承継体験談～大安工業承継戦争の歴史 報告者：安井来作氏 大安工業㈱代表取締役	プロシードアリーナHIKONE	23
8月28日	18・30～20・30	【開催延期】長浜・米原ブロック例会 テーマ：「教えて！太田社長！指針経営を続けるコツ～オンとオフの切換える達人 太田社長に学びます～」 報告者：太田宗男氏 ㈱プライウッド・オウミ 代表取締役社長	長浜まちづくりセンター	0
10月24日	18・00～20・30	テーマ：「『指針経営の実践8年の軌跡』～成果と課題そして未来へ～」 報告者：松尾直樹 氏 松尾バルブ工業(株)代表取締役社長	dewspot	25
10月24日	18・00～20・30	北近江支部部長浜米原ブロック テーマ：「『指針経営が支えた事業承継』～理地と現実の調和、「ロマン」と「そろばん」の両輪で進む経営～」 報告者： 篠山大輔 氏 滋賀建機株式会社 代表取締役社長	北ビコホテルグラッ スイエ	27

9月27日	18・30～20・30	長浜・米原ブロック例会 テーマ：「創る会で自分とは変わった！ずっと挑戦し続ける！1100年続く企業長浜商工会議所 を目標し、あえに考え抜いた、運身の経営指針書」 報告者：野洲浩之氏 梅辻賢エンジニアリング代表取締役	長浜商工会議所	31
9月30日	18・00～20・30	彦根ブロック例会 詳細参加型例会開催！ 『個々の経営課題の解決に、同友会をどのように活用しています』 北近江支部11月BIG例会 テーマ：「木工玩具で世界を笑顔に」を叶えた経営者の物語 ～理念を形にし、会社を成長させる秘訣～ 報告者：小松和人氏 株式会社こまむぐ 代表取締役	プロシードアリーナ HIKONE	5
11月12日	14・00～20・00	長浜米原例会 テーマ：「教えて！太田社長！指針経営を続けるコツ ～您々として急げ 指針経営を自社に活かす秘訣～」 報告者：太田 宗男氏 ㈱ブライウィット・オウミ 代表取締役社長	長浜まちづくりセンター	19
12月23日	18・00～21・00	北近江支部彦根ブロック忘年会例会	きたや	27
2月22日	18・30～20・30	長浜・米原例会 テーマ：「創る会で芽生えた経営者としての覚悟！」 報告者：渡邊雄介氏 ㈱渡辺工業 専務取締役	長浜まちづくりセンター	28
2月28日	18・00～20・30	彦根ブロック例会 テーマ：「経営指針の創り方・活かし方」 報告者：高橋陽一氏 彦根共同法律事務所 弁護士 辻 明寛氏 大連セーナー㈱代表取締役社長 野洲浩之氏 梅辻賢エンジニアリング代表取締役 田邊昇平氏 三五化㈱代表取締役	プロシードアリーナHIKONE	15
3月21日	18・30～20・30	長浜・米原ブロック例会 テーマ：「経営者の決算書勉強会」 講師 赤井 靖氏 長浜信用金庫七条支店 天井省二氏 中小企業整備基盤機構近畿本部	長浜商工会議所	26
3月24日	18・00～20・30	例会 テーマ：「世の中に必要とされ続ける企業になるため」 講師：澤田晃仁氏 合同会社Libra近江 代表	プロシードアリーナHIKONE	17
北近江支部《役員会他》				
4月5日	18・00～20・00	彦根BL運営委員会	彦根共同法律事務所	5
4月17日	18・30～20・30	長浜・米原BL運営委員会	福岡産業㈱	7
5月13日	18・30～20・30	合同運営委員会	米原市役所会議室	12
6月5日	18・30～20・30	長浜・米原ブロック第1回運営委員会	長浜まちづくりセンター	11
6月7日	18・00～19・30	彦根ブロック第1回運営委員会	アド・プランニング	6
7月12日	18・00～20・00	彦根ブロック第2回運営委員会	松尾バルブ工業㈱	6
7月10日	18・30～20・45	長浜・米原ブロック運営委員会	長浜まちづくりセンター	8
8月7日	18・30～20・30	長浜・米原ブロック第3回運営委員会	長浜まちづくりセンター	11
8月9日	18・00～21・00	彦根ブロック第2回運営委員会	彦根共同法律事務所	8
9月9日	18・30～20・30	長浜米原・彦根ブロック合同運営委員会	プロシードアリーナHIKONE	14
10月7日	18・00～20・00	彦根ブロック運営委員会	彦根共同法律事務所	6
10月9日	18・30～20・30	長浜米原ブロック運営委員会	長浜まちづくりセンター	10
11月7日	18・30～20・00	長浜・米原ブロック運営委員会	(株) 渡辺工業	8
11月11日	18・00～20・30	彦根ブロック第4回運営委員会	ガストハウス淡海	6
12月7日	18・00～21・00	彦根ブロック運営委員会	ガストハウス淡夢	8
12月11日	18・30～20・30	長浜・米原ブロック運営委員会	長浜まちづくりセンター	11
1月16日	18・30～21・00	北近江支部合同運営委員会	米原市役所	15
2月10日	18・30～20・30	長浜・米原BL運営委員会	長浜まちづくりセンター	11
2月10日	18・00～19・30	彦根BL第10回運営委員会	彦根共同法律事務所	3
3月10日	18・30～20・30	北近江支部合同運営委員会	米原市役所	18
その他				
6月19日	10・00～11・00	社会福祉法人あすこみつと評議委員会	あすこみつと会議室	1
1月8日	17・30～20・00	重合滋賀2024年新春の集い	琵琶湖ホテル	2
1月8日	13・00～16・40	第36回龍谷大学新奉技術講演会	びわ湖大津プリンスホテル	1
講師活動				

9月17日	16・20～17・50	鳥取同友会米子支部青年部合同例会 テーマ：アウトルロー社員も輝かせる～信じて任せて人育ち～ 報告者：七黒幸太郎氏 (株)七黒 代表取締役	スマイルホテル米子	1
3月26日	13・00～16・00	NPO滋賀県社会就労事業振興センター学習会 講師 川崎博治氏 ㈱フアークロード 顧問	キラリエ草津	9
事務局関係				
5月29日	13・30～14・30	第1回事務局研修会	同友会事務局	5
6月5日	10・00～11・00	第2回事務局会議	同友会事務局	5
6月11日	13・30～14・30	第3回事務局会議研修	同友会事務局	4
6月20日	14・00～15・30	組織担当者研修	同友会事務局	3
7月10日	10・00～11・00	第4回事務局会議	同友会事務局	5
7月23日	14・30～15・30	第3回組織担当者研修	同友会事務局	3
7月23日	13・30～14・30	第3回事務局研修	同友会事務局	5
8月5日	10・30～11・30	事務局会議	同友会事務局	4
8月8日	14・00～15・00	組織担当者研修	同友会事務局	4
8月19日	13・30～14・30	事務局全体研修	同友会事務局	5
9月10日	10・30～11・30	事務局会議	同友会事務局	5
9月13日	14・30～16・00	組織担当者会議	同友会事務局	3
9月24日	13・30～14・30	事務局全体研修	同友会事務局	5
10月1日	10・00～11・10	事務局会議	同友会事務局	4
10月18日	13・30～14・30	組織担当者研修	同友会事務局	6
11月19日	10・30～11・30	第16回事務局会議	同友会事務局	6
11月24日	13・30～14・30	第9回事務局研修会	同友会事務局	6
12月4日	13・30～14・30	事務局会議	同友会事務局	4
12月24日	14・30～16・00	事務局組織担当者研修	同友会事務局	4
12月28日	11・00～12・00	事務局研修会	同友会事務局	6
1月6日	10・00～11・00	事務局会議	同友会事務局	6
1月15日	13・30～14・30	事務局研修	同友会事務局	6
1月21日	13・30～16・30	組織担当者研修	同友会事務局	6
2月4日	10・00～11・30	事務局会議	同友会事務局	6
2月26日	14・30～16・00	組織担当者研修	同友会事務局	4
3月7日	10・00～11・00	第10回事務局会議	同友会事務局	5

2024 年度 仲間づくり委員会 活動報告

記入者 濱本博樹

1. 組織目的	同友会の学びを滋賀に広げ、地域と共に歩む仲間づくりを進めます。	
2. スローガン	「ワクワク・ドキドキ」をキーワードに仲間を増やす！	
3. 基本方針	① 委員会の開催	
	② 3年ビジョン	
	③ アンケート調査	
	④ なかまづくり強化月間	
	⑤ SNSを使った情報発信	
	⑥ 各組織との連携強化	
	⑦ 定時総会の開催	
2024 年度活動振り返り		
項目（基本方針）	目標・指標 ／結果	振り返り
① 委員会の開催	毎月/毎月	同じメンバーで新しい人を増やせていない。
② 3年ビジョン		検討するにとどまって。
③ アンケート調査		実施していない
④ 強化月間	3回/	ヤマを作る意識はあるが増強につながっていない。
⑤ WEBで魅力発信		ホームページ案却下で行わず
⑥ 連携強化		全く連携できなかった
⑦ 第47回定時総会	06年4月	計画通り開催できた

2025 年度 仲間づくり委員会 活動方針

記入者 濱本博樹

1. 組織目的	組織全体の質と量を高め、仲間づくりを進めよう	
2. スローガン	仲間と共に未来を創る	
3. 基本方針	①仲間を増やす	
	②退会者を出さない	
	③定例の委員会、総会の開催	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	計画と方策
① ゲストフォロー	毎月	入会候補者情報を共有して戦略的な対策を講じる
② 仲間づくり	628名	553名から628名まで会の活性化を通じて仲間を増やします
③ 強化月間	3回/	ビッグ例会、研究集会月など3回ヤマを作る
④ 新会員研修	不定期	同友会を使って経営課題の解決に繋がる場にしよう
⑤ 連携強化	支部・女性・青年部	支部、女性部、青年部のフォロー
⑥ 委員会開催	毎月/毎月	各支部で出張開催を行い、参加者を増やす
⑦ 定時総会	2025年4月	定時総会を開催して盛り上げる

2024 年度 例会委員会 活動報告

記入者 田中 真

1. 組織目的	同友会の例会は、会員各々の経営課題の解決の糸口を見つける場であり、様々な課題を抱えた中小企業家が“知り合い・学び合い・励まし合う、場”でもあります。また同友会の例会は、経営者の“覚悟、を固めると共に、中小企業を取り巻く諸問題を仲間と検討・改善していく機会”の場です。県)例会委員会は、県下各支部の“例会、づくりを支援することを目的としています。	
2. スローガン	「参加したくなる例会、参加してよかった例会創りをしよう」	
3. 基本方針	① 各支部の例会づくりの現状把握をする	
	② 各支部の例会づくりに関する課題を抽出し、解決のための方策を検討する	
	③ 運営マニュアルをブラッシュアップし、支部への導入を推進する	
2024 年度活動振り返り		
項目（基本方針）	目標・指標／結果	振り返り
① 例会委員会の実施	年 4 回 /年 3 回	委員会を実施して、各支部の現状と課題を把握した。例会の質を担保するため、曾部運営マニュアルの活用を提案した。 (6 月、8 月、11 月に実施)
② 新春例会の開催	2025 年 1 月開催 /1 月に実施	今年も例年通り県内 1 か所で開催した。分散開催の意見もあるので、来年度以降に検討持ち越し。 会員参加率も目標 25%以上に対し、結果は 15.5%となった。

2025 年度 例会委員会 活動方針

記入者 上田 幹人

1. 組織目的	同友会の例会は、会員各々の経営課題の解決の糸口を見つける場であり、様々な課題を抱えた中小企業家が“知り合い・学び合い・励まし合う、場でもある。また、経営者の“覚悟、を固めると共に、中小企業を取り巻く諸問題を仲間と検討・改善していく機会”の場である。県)例会委員会は、県下各支部の“例会、づくりを支援することを目的とする。	
2. スローガン	「よい例会を創り、しっかりと検証し、よりよい例会づくりをしよう！」	
3. 基本方針	① 各支部の例会づくりの現状把握をする	
	② 各支部の例会づくりに関する課題を抽出し、解決のための方策を検討する	
	③ 運営マニュアルをブラッシュアップし、支部への導入を推進する	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	計画と方策
① 例会委員会の実地	年 4 回	6 月、9 月、12 月、3 月開催予定 早めに告知
② 新春例会の開催	2025 年 1 月開催	報告者の選定を早めに行いアプローチをして、早期の例会づくりをする
③ 例会委員会の組織図作成	総会後早急作成	支部の誰に県) 例会委員会でもらうかを把握し、支部からの県) 例会委員会の位置付けをわかってもらう
④ アンケートの作成普及	総会後早急作成	例会委員会時、アンケートの共有し、実施してもらい、それを持ち寄り、検証して、改善していく

2024 年度 政策委員会 活動方針

記入者 上田 幹人

1. 組織目的	「よい経営環境」を実現するために、様々な角度から行政、教育・研究機関、金融機関との連携づくりを行い、地域経済を活性化するための活動を行っていく。	
2. スローガン	政策委員会、発信！！	
3. 基本方針	①「よい経営環境」を実現するために、政策委員会の運営委員会ならびに例会を通して、行政、教育・研究機関、金融機関との関係づくりを行い「産官学金連携」の取組を行えるようにします。	
	② 政策委員会において景況調査の結果を分析し、政策についての知見を深めることで、政策委員は自社の経済活動の重要性を再発見し、自社の強みを認識できる機会になります。	
	③ 政策委員が学んだことを、政策委員会以外の支部例会や他の委員会などとの学び合いを通して、同友会会員に伝達していきます。	
2024 年度活動の振り返り		
項目（基本方針）	目標・指標／結果	振り返り
① 中同協委員会への参加	3 回／1 回	1 回参加 開催時期の把握ができておらず、年間行事把握が必要。委員長でなく、田中副委員長河村朱美委員松下委員が参加してもらえたことはよかった。
② 委員会の開催	12 回／8 回	委員長が主催となっていたので、委員長がリーダーシップを発揮しないと開催できないことがあったが、北村委員の参加により、「政策とは」と深堀する連続講座が政策委員メンバーに好評、尚且つ、北村委員が入会候補者、現会員の活性化にもつながった点は、大変、よかった。継続してつづけていけると良い。
③ 例会の開催	2 回／1 回	RESAS 例会を経産省の方に来てもらって、開催 内容は実践的な講座になり、会員、委員会メンバーに力をつけれる例会が開催できた。計画の 2 回が達成できなかった点は、課題で、例会づくりをする際、委員会メンバーの役割を明確にして例会づくりを率先してしたい仕組みが必要だと考える
④ 景況調査	7 月／7 月	今年度は、目標回収率を達成することができなかった 昨年度は、水野代表理事の激が相当伝わったのか、回収率がぐんと上がった 回収率に関しても、組織的に上げれる必要がある 同友会精神、自主、民主、連帯の精神をもって、回収の必要性をうたっていく必要がある

2025 年度 政策委員会 活動方針

記入者 田中 真

1. 組織目的	「よい経営環境」を実現するために、様々な角度から行政、教育・研究機関、金融機関との連携づくりを行い、政策提言等を行うことで地域経済を活性化するための活動を行っていく。	
2. スローガン	楽しい、役に立つ政策委員会へ	
3. 基本方針	①「よい経営環境」を実現するため、運営委員会ならびに例会を通して、行政、教育・研究機関、金融機関との関係づくりを行い「産官学金連携」の取組を行えるようにする。	
	②「国民や地域と共に歩む」同友会企業として、政策を学び、政策を提言することで、地域貢献することを目指す。また、関西ブロック景況調査に参加することで、直近の中小企業の課題を明らかにすることに協力する。	
	④政策委員が学んだことを、政策委員会主催例会等を通して、同友会会員に伝達していく。	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	具 体 策
① 委員会の開催	年 12 回	正副委員長で委員会を運営する体制づくりをする
② 中同協行事への参加	3 回	早めにスケジュールを把握し、参加できるメンバーを確認する。
③ 例会の開催	年 2 回	例会運営を 2 グループで担当する体制を作る
④ 景況調査	回収率 50%超	目標回収率を達成するために、理事会で各支部長に目標人数をコミットしてもらう。
⑤ 県への政策提言	秋頃	現在進行中の「政策作成」の進行次第で実施する。より具体的で採択の可能性の高いものを作成する。

2024 年度 広報委員会 活動報告

記入者 川邊和明

1. 組織目的	滋賀同友会と会員企業の組織ブランディングを進める	
2. スローガン	多彩な広報手段で組織増強に貢献しよう	
3. 基本方針	① 組織増強向けに使い勝手のよいホームページの作成	
	② 滋賀同友会広報ツールの校閲	
	③ 「doyu しが」の予算化と経費削減	
	④ 各支部、ブロック、委員会、部会に広報担当を設置	
2024 年度活動振り返り		
項目（基本方針）	目標・指標／結果	振り返り
① ホームページの作成	100 万円以内での制作	予算がなく、未実現
② 広報ツールの校閲	広報校閲のルールづくりと運用	愛知同友会より参考資料入手
③ 「doyu しが」の予算化と経費削減		ウエスト社との交渉により、わずかながら経費を削減
④ 広報担当を設置	会内全組織に広報担当を設置	できていません

2025 年度 広報委員会 活動方針

記入者 川邊和明

1. 組織目的 存在意義/理念	1. 滋賀同友会の維持・発展のために、あらゆるメディアを駆使し、現会員、未来の会員に、迅速かつ正確に、同友会の魅力を発信する 2. 会内外に情報を発信することで、地域の人を変え、未来を変える 3. 同友会の魅力を発信し続けることで、同友会運動と自社経営の不離一体企業の拡大をめざす。	
2. スローガン	滋賀同友会の魅力（組織ブランド）を、会内外に拡散	
3. 基本方針	① 「同友会の良さ」の研究	
	② 「同友会の良さ」の配信と配信していることの告知	
	③ 広報委員会に関わるメンバーの拡大	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	計画と方策
① 「同友会の良さ」の研究	全理事にインタビュー	「『学び』の向こう側には何があるのか？」 「同友会運動によって見える自社の未来とは？」 会報「doyu しが」に連載&HP&SNS 配信
② 「同友会の良さ」の配信と配信していることの告知		SNS メディアの活用
③ 広報委員会に関わるメンバーの拡大	各支部・各委員会に 1 名以上のメンバーを募ります	各支部運営委員会、各委員会に参加し、同志を募る

2024 年度 環境経営委員会活動報告

記入者 笠井 智美

1. 組織目的	会内に「環境経営」や「エネルギーシフト」の実践を促し、新たな事業機会の創出や成長への触発が起きる場を創る。 (※環境経営：私たちの暮らしや事業活動の基盤である地球環境と調和した経営を行い、企業の持続的発展に繋げていくこと)	
2. スローガン	六方よしの経営で、「生きる・くらしを守る・人間らしく生きる」をより確かに！ (※六方よし：売り手・買い手・世間よし+作り手・地球・未来よし)	
3. 基本方針	①環境経営・SDGs・CO2の削減・エネルギーシフト・地域の循環型経済などについて知見を広げ、経営のリスクと機会に向きあう場を創る	
	② 環境経営に関する会員企業の現状を把握し、各社の課題発見を促す	
	③ 行政や外部団体との情報交換などを通して、外部環境の変化を捉える機会をつくる	
2024 年度委員会活動振り返り		
項目	指標／結果	振り返り
① 委員会開催頻度	月 1 回 →毎月開催 (達成)	・例会と委員会を合わせ、毎月開催した。 ・有意義な内容で担当者は主体的。1～2 名の小規模運営。副委員長の参加頻度が増え、対話の内容は充実。 ・参加委員が決まってきているため、活動の質と展開の可能性をあげるために、多様なメンバーの参画が必要。
② 委員出席率	60% →64% (達成)	・年間の開催予定を共有し、さらに毎回事前に日程確保依頼をメールとラインで案内した。一方で、議題設定や e-doyu アップが直近になり、委員の予定確保の意識向上への効果は低かった。 ・3 年間を通じて随時委員会や例会に参加しているメンバー数 8 名を分母にして算出。
③ 期末委員数	14 名→ (未達成) 期首 13 名に 対し、期末 12 名	・経営指針創る会受講者で環境事業を営む企業に声掛けしたが、多忙の為参加できないとの回答。自社事業の発展と委員会活動の相乗効果の事例があると、増強に効果的となる。 ・例会参加者に、委員会参加を積極的に促していない。環境経営委員会の必要性を、具体的に言語化できていないため、委員を増やす推進力が弱い。それにより新規の委員は増えなかった。 ・委員が同友会退会の為、1 名減。
2024 年度委員会方針を実現するための行動計画 振り返り		
項目	目標・指標 ／結果	振り返り
①環境経営に関する学びと実践	・勉強会 3 回 →12 回 (達成) ・例会 2 回 →3 回(達成)	・毎回の会議の際に時間を取って、各業界の情報共有や近況報告を 10 回行った。 ・プチ勉強会を 2 回 (SDGs、エニアグラム) 行った。 ・見学例会として、宮川バネ工業(株)とのコラボ企画、ハワイ大学インターンシップ受け入れプログラムを 1 回開催した。 (NPO 法人愛のまちエコ倶楽部) ・例会 2 回開催 (法面プロテクト(株) 酒巻氏、油藤商事(株) 青山氏) ・学びの場づくりは充実していたが、環境経営の実践は具体的にどのようなことをしていくのか、次期の課題となる。
②会員企業の取り組み状況の把握	・70 件 →29 件 (未達)	・同友エコアンケートの回答率は、事前の案内が e-doyu やメール中心で、周知が薄かった。また、回答締め切りを年末に設定したこともあり、大幅に回答率が下がった。
③外部団体等との交流促進	・1 回 →2 回 (達成)	・環境保全協会のイベントに岩本副委員長が参加。 ・くさつ環境フェスタに、岩本副委員長が参加。

2025 年度 環境経営委員会 活動方針（案）

記入者 池田卓矢

1. 組織目的	私たちは、地球環境問題を、事業活動をする上での重要課題の一つと認識し、同友会活動を通じて、環境への取組と環境負荷の削減に努め、持続的発展が可能な社会の構築に貢献します	
2. スローガン	六方よしの経営で、「未来を明るく・利他の心を育む・暮らしを守る」をより確かに！ (※六方よし：売り手・買い手・世間よし+作り手・地球・未来よし)	
3. 基本方針	①環境経営・SDGs・CO2 の削減・エネルギーシフト・地域の循環型経済などについて知見を広げ、経営のリスクと機会に向きあう場を創る	
	②環境経営に関する会員企業の現状を把握し、各社の課題発見・課題解決につなげる	
	③行政や外部団体との情報交換などを通して、外部環境の変化を捉える機会をつくる	
	④中期的な視野で、活動基盤づくりの種まきを始める	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI（達成目標・指標）		
項目	目標・指標	計画と方策
①環境経営に関する学びの例会	4 回程度開催	活動計画等に関する意見交換に加えて、委員会内外から話題提供者を招き情報交流を行う。適宜、オンラインをまじえて参加を促す
②新規委員獲得	各支部から 1 名以上	同友会内部での環境委員会への参加呼びかけ、ならびに環境に関心の高い新たな同友会員の獲得につなげる
③外部団体等との交流促進	1 回以上	滋賀県内の環境分野の外部団体（滋賀県環境保全協会など）との意見交換を開催する
④学生交流	1 回以上	県内外の大学生と職場体験などを含む交流機会を生み出す
⑤国際交流	計画検討	海外の環境課題等を学び、国際交流の企画を検討する
⑥行政連携	1 回以上	滋賀県の関係部署や環境への取組に先進的な市町と情報交換を行う
⑦活動発信	内容等検討 適宜実施	環境委員会の活動紹介リーフレットやホームページ・SNS 等の作成について、順次、作業を行い、②～⑤の活動に生かす

2024 年度 新産業創造委員会 活動報告

記入者 大日陽一郎

1. 組織目的	会員企業の新しい仕事づくりを推進するために、会員相互の経験交流と産学連携、課題解決型の人材育成を推進します。	
2. スローガン	ニュービジネスにチャレンジする企業この指とまれ！	
3. 基本方針	① ニュービジネスにチャレンジする会員を増やします。	
	② 産学連携に取り組む会員を増やします。	
2024 年度活動振り返り		
項目（基本方針）	目標・指標／結果	振り返り
① 委員会の確立	委員 10 名へ	海外研を中心に随時 14 人の会員に LINE グループで情報を共有しました。
② 委員会・例会	4 回／年	海外研メンバーを中心に、10/4 と 12/26 に懇親交流会を開催し、絆を深めることができました。そのほか、大学発ベンチャー支援機関とジョイントし「知識製造業」の創出を模索しました。

2025 年度 新産業創造委員会 活動方針

記入者 小田柿 喜暢

1. 組織目的	会員企業の新しい仕事づくりや連携を形作るために、会員相互の経験交流と産学連携等を す推進します。	
2. スローガン	今まで知らなかった情報を手に入れ、経営姿勢や経営に取り込もう！	
3. 基本方針	①産学連携に取り組む会員を増やします。	
	②海外に目を向けた活動を行います（知ることの重要性）	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	計画と方策
① メンバー増員	登録 20 名以上	新産業、海外研究会の参加登録企業の増員。LINE グループ活用
② 委員会	4 回／年	活動内容の立案、情報交換
③ 例会	1 回／年	新産業情報、海外情報のセミナー
④ 視察研修	1 回／年	国内外問わず、新産業視察または海外視察を計画、実施

2024 年度 経営労働委員会 活動報告

記入者 加賀山 望

1. 組織目的	滋賀県を中心に中小企業家の強靱で持続可能な経営体質づくりと地域社会の発展のために、「労使見解」に基づく経営姿勢の確立と経営指針の成文化運動を広め、同友会らしい指針経営の実践を推進する。	
2. スローガン	文字通り「運動」に！Ⅲrd Stage ～質の高い「創る会」の運営、「魅力ある」成文化運動へ～ ※「質の高い」とは、受講者にとっても運営側にとっても気づきと学びが多いこと ※「魅力ある」とは、同友会の入会動機につながり、関わり続けたいと思えること	
3. 基本方針	①第 46 期「創る会」の運営	
	②経営指針成文化を文字通り「運動」に変えていく	
	③「創る会」修了者の指針経営実践の場づくり	
2024 年度目標・計画の振り返り		
項目	指標／結果	振り返り
① 第 46 期「創る会」の運営	受講者 15 名全員が創る会を修了する	・受講生 15 名全員が修了できた。
② 経営指針成文化を文字通り「運動」に変えていく	各支部を巻き込んだ創る会の運営と組織づくり（各支部ごとに経営労働委員を 2 名選出）	・各支部・ブロックに経営労働委員を 2 名選出し、うち 1 名を副委員長に選出する方策については、未だ継続的な OBOG 団の確保が難しい支部もあり、引き続き次年度の方針に掲げる。2023 年より導入した「地域分科会」は一部の支部で功を奏し、創る会への主体的な参加によって支部運営が盛り上がり、また新入会員増加のきっかけにもなっている。経営指針の成文化の「運動」の機運が見て取れる。 ・「創る会」修了生の大半を第 47 期「創る会」 OBOG 参加につなげる方策については、未だ達成がかなわないものの前期に比べ OBOG として参加する修了生が相対的に増えた。 ・「経営指針基礎講座」については予定通り実施ができ、第 1 講 12 名、第 2 講 13 名、第 3 講 13 名が参加した。
③ 「創る会」修了生の指針経営実践の場をつくる。	OBOG 団の増員と実践企業づくり	・経営労働委員会が主体となることはなかったが、一部の支部では直前修了生が支部例会の報告者として登壇し、報告者や参加者が指針経営の「実践」の入り口に立てる例会が開催された。経営労働委員会主体での例会づくりは叶わなかったが、10～11 月に開催された上記のような例会には「経営労働委員会推薦」として参加者増に寄与できるような文言を付与することとした。

2025 年度 経営労働委員会 活動方針

記入者 加賀山 望

1. 組織目的	滋賀県を中心に中小企業家の強靱で持続可能な経営体質づくりと地域社会の発展のために、「労使見解」に基づく経営姿勢の確立と経営指針の成文化運動を広め、同友会らしい指針経営の実践を推進する。	
2. スローガン	文字通り「運動」に！ 4th Stage ～質の高い「創る会」の運営、「魅力ある」成文化運動へ～ ※「質の高い」とは、受講者にとっても運営側にとっても気づきと学びが多いこと ※「魅力ある」とは、同友会の入会動機につながり、関わり続けたいと思えること	
3. 基本方針	①第 47 期「創る会」の運営	
	②経営指針成文化を文字通り「運動」に変えていく	
	③「創る会」修了者の指針経営実践の場づくり	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	振り返り
① 第 47 期「創る会」の運営	受講者 11 名全員が創る会を修了する	・前回に引き続き互いを知る機会としてオリエンテーション後に懇親会を実施する。 ・今後の「創る会」運営に主体的に関わる修了者が増えるよう、今回は 4 班全てにおいて未経験の座長を選出し、OBOG 団経験者は副座長として座長をサポートする体制を導入する。 ・「地域分科会」の継続 前回に引き続き OBOG 参加者が増えるよう、全 7 講のうち二つはエリアを意識した各班に分かれて開催。全体会と講義等は zoom 配信を行う。
② 経営指針成文化を文字通り「運動」に変えていく	各支部を巻き込んだ創る会の運営と組織づくり（各支部ごとに経営労働委員を 2 名選出）	・組織づくりの観点では、各支部・ブロックに経営労働委員を 2 名選出する。また委員の役割を明確にした強固な組織づくりを引き続き目標に掲げる。主な目的は「地域分科会」の主体的な運営を通じて会員同士の信頼やつながりをより強固にし、会員の退会率の低減や会員増強につなげるため。 ・「創る会」修了者の OBOG 団としての参加推進のため、受講者の大半を第 48 期「創る会」OBOG 参加につなげる。 ・「創る会」受講者のフォローと学びの継続を補強することを目的に「経営指針基礎講座」を実施し、受講者や修了者のフォローアップに加え、一般会員にも経営指針の成文化の裾野を広げる。
③ 「創る会」修了生の指針経営実践の場をつくる。	OBOG 団の増員と実践企業づくり	・指針経営の実践のセルフアセスメントである「企業変革支援プログラム VerⅡ」の普及を図る。第 47 期創る会の公式課題として取り入れ、またそれに伴い創る会の運営主体である理事会、経営労働委員会内での入力を推進し、2025 年度内の目標を 30 会員とする。

2024 年度 共育・求人委員会 活動報告

記入者 中野裕介

1. 組織目的	中小企業で働く魅力を学生や地域に知らせる社会教育運動を実践するとともに、地域の雇用を支え社員と共に育ちあう魅力ある企業づくりを会内に広め、学校や地域からの信頼を確かなものにする。	
2. スローガン	三位一体（指針成文化・社員共育・共同求人）実践の理解と普及を進め、共育ち実践企業の輪を広げよう。	
3. 基本方針	① 委員会活動の在り方を見直し、共育ちの本質について考える場にする	
	② 委員会の時間を有意義なものとするため、近況報告、テーマ討論、共育ち求人スケジュール確認といった内容で進める。	
	③ 共同求人参加企業 50 社と独自のイイ会社発見合説（インターンシップ）を開催し、新卒採用の意義を強く会内に訴え続けるとともに、引き続き大学の抱える課題に同友会として答え、地域の頼れる学校としての中小企業の役割を果たす	
2024 年度活動振り返り		
項目（基本方針）	目標・指標 ／結果	振り返り
① 委員会開催頻度	毎月 1 回	
② 委員出席率	5 0 %	35%
③ 期末委員数	2 2 名	19 名
④ 新入社員合同入社式	4 月開催	12 社 22 名 の参加者を迎え、付き添い 13 名で開催した
⑤ 新入社員研修	4, 9, 2 月開催	予定通り 3 回開催した。
⑥ 共育ち研修	11 月開催	毎月 委員会中に開催
⑦ 合同企業説明会	4 回開催	3 回開催
⑧ 学校訪問	年間 2 回	年 2 回実施
⑨ 採用学習会	4 回	4 回開催
⑩ しがいちチャレンジ	7 社	3 社実施。

2025 年度 共育・求人委員会 活動方針

記入者 中野祐介

1. 組織目的	中小企業で働く魅力を学生や地域に知らせる社会教育運動を実践するとともに、地域の雇用を支え社員と共に育ちあう魅力ある企業づくりを会内に広め、学校や地域からの信頼を確かなものにする。	
2. スローガン	三位一体（指針成文化・社員共育・共同求人）実践の理解と普及を進め、共育ち実践企業の輪を広げよう。	
3. 基本方針	①委員会活動の在り方を見直し、共育ちの本質について考える場にする	
	②員会の時間を有意義なものとするため、近況報告、テーマ討論、共育求人スケジュール確認といった内容で進める。	
	④ 共同求人参加企業 21 社と独自のイイ会社発見合説（インターンシップ）を開催し、新卒採用の意義を強く会内に訴え続けるとともに、引き続き大学の抱える課題に同友会として答え、地域の頼れる学校としての中小企業の役割を果たす	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	計画と方策
① 委員会開催頻度	毎月 1 回	早期年間計画を立て開催する
② 委員出席率	5 0 %	委員メンバーへの声掛け、会社訪問等の実施
③ 期末委員数	2 5 名	以前参加していた企業への再度声掛け 創る会受講者への声掛け
④ 新入社員合同入社式	4 月開催	内容を詰め、実施する
⑤ 新入社員研修	4, 9, 2 月開催	年間実施計画を作成し、各月の主担当を決め進める
⑥ J O B フェア開催	2 回	5 月 6 月 （キラリエ草津、長浜バイオ大学）で開催
⑦ しがいちチャレンジ	7 社	委員会内、会員企業への呼びかけ、理事メンバーへの呼びかけ

2024 年度 ユニバーサル委員会 活動報告

記入者 宮川草平

1. 組織目的	人を生かす経営の実践で、幸せの見える共生社会を実現する。	
2. スローガン	障がい者雇用に関心を持ち、主体的に関わる企業を増やそう。	
3. 基本方針	① 障がい者雇用についての勉強会・見学会を定期開催し、主体的に関わる企業を増やす。	
	② 県内の就労に関わる福祉系の企業、施設との交流を深め、働きたい思いを持つ、働ける人が居ることを会内に発信する。	
	③ 組織力を強化し、持続的な活動が可能な委員会にする	
2024 年度活動振り返り		
項目（基本方針）	目標・指標 ／結果	振り返り
① 例会開催	6 回	7 回の例会を開催し、146 名の参加があった
② 会社訪問	6 回	豆光、油藤商事、メイプルに訪問した
③ MAP づくり	6 0 社	45 社
④ 会外連携事業	6 件	達成した

2025 年度 ユニバーサル委員会 活動方針

記入者 宮川草平

1. 組織目的	人を生かす経営の実践で、幸せの見える共生社会を実現する。	
2. スローガン	障がい者雇用や多様な人材の雇用に関心を持ち、主体的に関わる企業を増やそう。	
3. 基本方針	①多様な人材の雇用についての勉強会・見学会を定期開催し、主体的に関わる企業を増やす。	
	②県内の就労に関わる福祉系の企業、施設との交流を深め、働きたい思いを持つ、働ける人が居ることを会内に発信する。	
	④ 組織力を強化し、持続的な活動が可能な委員会にする	
2025 年度委員会活動計画ならびに KPI		
項目	目標・指標	計画と方策
① 例会開催	7 回	7 回以上のユニバーサル例会を開催し、学びを深めるとともに繋がりをつくる
② 会社訪問	12 社	昨年度、あまり訪問できなかったので、今年は件数重視で単身でも回る
③ MAP づくり	60 社	引き続き同友会内で見学・体験の受け入れ企業を増やす呼びかけを続ける
④ 会外連携事業	6 件	引き続き会外からの要望に可能な限り応える
⑤ 参加促進	80 名	目標人数を設定し、委員会・ユニバーサル例会への参加を呼びかける

2024 年度 事務局活動報告

記入者 奥村 祐三

1. 組織目的	私たち事務局員は、素敵な経営者と企業を増やすことで、素敵な地域社会の実現を目指し、学び合う仲間づくり・魅力ある学びの場づくり・より良い経営環境づくりを会員さんをパートナーとして推進し、その実現に努めてまいります。	
2. スローガン	混迷の時代だからこそ労使見解の精神を深く学び、より多くの経営者に伝え仲間を増やそう	
3. 基本方針	①同友会理念を深く理解し、その実現を担う主体者として会員と関わり、パートナーとしてともに学び合う事務局を目指します。	
	②全国の優れた経験を蓄積するとともに、社会・自然・人間に関する幅広い知識を体得し、会員からあてにされる事務局を目指します。	
	③事務局の立場を自覚し、組織活性化・拡大と対外広報、人脈づくりに取り組みます。	
2024 年活動振り返り		
項目	目標／指標	計画と方策
①情報の共有 ～事務局は同友会運動の鏡であることを意識して行動しよう～	朝礼／昼礼（毎日） 全体会議（月 1 回） 組織会議（毎週） 報連相の制度化	局員の行動予定の共有や調整、運動上の成果の共有や相談、課題の検討を確実にするため、勤務日には朝礼もしくは昼礼をかならず実施します。また、実務上の課題や中長期的な方針の確認や進捗確認のため、月に 1 度全体会議を開催します。その他、些細なことでもきめ細やかな情報共有、意見交換を可能にするため報連相を制度化し、情報伝達をスムーズにし、運動の進化発展に寄与します。 朝礼/昼礼については、出入りが激しい日を除き、開くことができました。その場では、『同友会運動の発展のために』や『生きる・くらしを守る・人間らしく生きる』など同友会の書籍を読み合わせし感想をシェアするなど短時間でも理念や労使見解、歴史を学ぶ場を持ちました。全体会議は毎月開催しました。組織担当者会議については、業務にぶつかることが多くやむなく延期することが数回ありました。報連相については、忙しくなると疎かになり事後報告となって避けることが出来たトラブルが生じてしまうケースもあり、よりコミュニケーションの場と心理的安全性、報連相しやすい雰囲気づくりを目指していきます。
②学びの深化 ～会員と共に学び、経営課題を乗り越えるよきパートナーになろう～	例会へ学ぶ姿勢で参加（毎月）／研修会を開催し同友会運動のプロを目指す	① 例会へは運営員として参加するのではなく、学びのため・同友会運動の現在地を見て取るために参加するようにします。② 会員訪問等を通じて、会員の経営状況やニーズを捉え、課題解決に資する活動を創造する等、顔の見える運動を進めます。③ 企業変革支援プログラム ver.2 を基にした研修会を毎月開催し、労使見解とその具体的展開である指針経営を絶えず学び続け、会員のよきパートナーになるべく努めます。
		①例会での参加では、報告を聞くのみならず、グループ討論に参加して参加者の声を聴く取り組みを進めることができました。どのように聞か、聞く耳を育てる＝課題意識を培う・価値観を養うことが課題です。 ②実務対応に追われてしまい、会員訪問を実施する件数が月 1 件あるかないかになってしまいました。人材不足が続いておりますので、早期に 1 名採用して、業務分担を適正化し、会員訪問をする時間をつくりだします。 ③企業変革支援プログラム ver.2 の勉強会を 1 回開催しましたが、用語の曖昧が多く、一旦立ち止まることにしました。経営労働委員会での実践が次年度から始まりますので、ふたたび勉強会を開きます。
③自己研鑽 ～主体的な人生を実現しよう～	実務資格取得の奨励／リカレント推進／年間目標と月次報告を徹底	①実務資格の取得を費用面を含めて推奨します。10 年以内に中小企業診断士・社労士・司法書士・日商簿記 1 級／全経簿記上級など経営実務に有益な上級資格の取得を目指します。②滋賀県立大学とのリカレント教育への参加を推奨します。③個人目標を年度初めに立て、毎月の会議で進捗を報告し、達成する仕組みを構築します。
		①今期は資格取得への取組みが弱く、資格試験にチャレンジする者がいませんでした。②リカレントプログラムが開催中止になったため参加できませんでした。③年度計画をたてたものの、月次進捗状況を共有するまで至りませんでした。
④働く環境づくり	労働時間の適正化／職務規律の見直し／	①労働時間を適正化し、この 1 年で残業時間月 20 時間で収まるよう、仕事の分担を見直します。②人材採用に着手し、20 代後半から 30 代前半までの局員を 2 名採用します。③経営指針書の成文化をします。
		①1 か月単位の変形労働時間制の運用により月の残業時間は一人当たり 5 時間程度に収めることができました。②20 代前半の男性を 24 年 9 月に採用し育成をしておりましたが、諸般の事情で 25 年 3 月に退職しました。引き続き、若手人材の採用をめざし、諸規程や教育・共育プログラムの作成、指針書のブラッシュアップをしていきます。

2025 年度 事務局活動方針

作成者 奥村 祐三

1. 組織目的	私たち事務局員は、素敵な経営者と企業を増やすことで、素敵な地域社会の実現を目指し、学び合う仲間づくり・魅力ある学びの場づくり・より良い経営環境づくりを会員さんをパートナーとして推進し、その実現に努めてまいります。	
2. スローガン	混迷の時代だからこそ労使見解の精神を深く学び、より多くの経営者に伝え仲間を増やそう	
3. 基本方針	①同友会理念を深く理解し、その実現を担う主体者として会員と関わり、パートナーとしてともに学び合う事務局を目指します。	
	②全国の優れた経験を蓄積するとともに、社会・自然・人間に関する幅広い知識を体得し、会員からあてにされる事務局を目指します。	
	③事務局の立場を自覚し、組織活性化・拡大と対外広報、人脈づくりに取り組みます。	
2024 年活動振り返り		
項目	目標／指標	計画と方策
①情報の共有 ～事務局は同友会運動の鏡であることを意識して行動しよう～	朝礼／昼礼（毎日） 全体会議（月 1 回） 組織会議（毎週） 報連相の制度化	局員の行動予定の共有や調整、運動上の成果の共有や相談、課題の検討を確実にするため、勤務日には朝礼もしくは昼礼をかならず実施します。また、実務上の課題や中長期的な方針の確認や進捗確認のため、月に 1 度全体会議を開催します。その他、些細なことでもきめ細やかな情報共有、意見交換を可能にするため報連相を制度化し、情報伝達をスムーズにし、運動の進化発展に寄与します。
②学びの深化 ～会員と共に学び、経営課題を乗り越えるよきパートナーになろう～	例会へ学ぶ姿勢で参加（毎月）／研修会を開催し同友会運動のプロを目指す	① 例会へは運営や作業のために出なく、報告からの学びやグループ討論をつうじて会員の経営課題を聞き取るなど運動の展開を探究するという視点をもち参加します。 ② 課題意識をもった会員訪問等を通じて、会員の経営状況やニーズを捉え、課題解決に資する活動を創造など顔の見える運動を進めます。 ③ 企業変革支援プログラム ver.2 を基にした研修会を毎月開催し、労使見解とその具体的展開である指針経営を絶えず学び続け、会員のよきパートナーになるべく努めます。
③自己研鑽 ～主体的な人生を実現しよう～	実務資格取得の奨励／リカレント推進／年間目標と月次報告を徹底	①実務資格の取得を費用面を含めて推奨します。10 年以内に中小企業診断士・社労士・司法書士・日商簿記 1 級／全経簿記上級など経営実務に有益な上級資格の取得を目指します。②個人目標を年度初めに立て、4 半期に 1 度、会議で進捗を報告し、達成する仕組みを構築します。
④働く環境づくり	労働時間の適正化／職務規律の見直し／キャリアプランの構築	①労働時間を適正化し残業時間月 10 時間以内になるよう、仕事の分担を見直します。 ②人材採用に着手し、20 代後半から 30 代前半までの局員を 1 名採用します。 ③キャリアプラン、共育プランなど事務局員の成長を支援する仕組みをつくりまします。

2025年度 理事及び役員推薦名簿

第3号議案

No.	所属支部	役職		氏名	会社名	役職
1		顧問	再任	蔭山 孝夫	滋賀建機(株)	顧問

No.	所属支部	役職		氏名	会社名	役職
1	高島支部	理事	新任	山本 昌弘	(株)縁	取締役
2	高島支部	理事	新任	池田 卓矢	(株)薪来歩	代表取締役
3	大津支部	理事	再任	石川 朋之	(株)Honki	代表取締役
4	大津支部	理事	新任	寺田 俊介	(株)Camp fire	代表取締役
5	大津支部	理事	再任	上田 幹人	(株)アームズ	代表取締役
6	大津支部	理事	再任	加賀山 望	安心アシスト(株)	代表取締役
7	大津支部	理事	再任	濱本 博樹	(有)浜本新聞舗	代表取締役
8	大津支部	理事	再任	永井 茂一	(株)ピアライフ	代表取締役
9	湖南支部	理事	再任	寺田 好孝	寺田商事(株)	代表取締役
10	湖南支部	理事	新任	渡辺 素記	(有)アイリス	取締役本部長
11	甲賀支部	理事	新任	西田 道弘	杉川工業(株)	代表取締役社長
12	甲賀支部	理事	再任	田中 真	(株)サン機工	常務取締役
13	甲賀支部	理事	再任	中野 裕介	(株)ジョーニシ	代表取締役
14	東近江支部	理事	再任	蔭山 大輔	滋賀建機(株)	代表取締役社長
15	東近江支部	理事	再任	宮川 草平	宮川バネ工業(株)(株)	代表取締役
16	東近江支部	理事	再任	宮川絵理子	宮川バネ工業(株)(株)	専務取締役
17	東近江支部	理事	再任	安井 栄作	大安工業(株)	代表取締役社長
18	北近江支部	理事	再任	青柳 孝幸	(株)PRO-SEED	代表取締役
19	北近江支部	理事	再任	小田柿喜暢	大洋産業(株)	代表取締役
20	北近江支部	理事	再任	川邊 和明	(株)アド・プランニング	代表取締役
21	北近江支部	理事	新任	松井 慎志	(株)真ごころ	代表取締役
22	事務局	理事	再任	奥村 祐三	一般社団法人滋賀県中小企業家同友会	事務局長

高島2名 大津 6名 湖南2名 甲賀3名 東近江4名 北近江4名 員外1 合計22名

No.	所属支部	役職		氏名	会社名	役職
1	大津支部	監事	-	坂田 徳一	(株)坂田工務店	代表取締役
2	北近江支部	監事	-	水野 透	(株)渡辺工業	代表取締役会長

私たちを取り巻く情勢

1. 私たちを取り巻く環境～人口減少、賃上げ、円安という視点から～

2024年度は円安、物価高、賃金上昇など経営環境の大きな変化がありました。経営者は、絶えず経営環境の変化を張り巡らせたアンテナでとらえ、大局観をもって経営にあたらなければなりません。

ここでは、①人口減少、②物価と賃金、③日本経済の行方、という三本柱で情勢に関する一つの見方を示すとともに、故赤石義博氏がまとめた「生きる・くらしを守る・人間らしく生きる」を社会で守り実現していくことが中小企業経営のかなめであることを述べます。

① 人口減少について

国立国会図書館調査及び立法考査局が2025年3月13日に発表した「人口減少と地域の課題：総合調査報告書」では、日本の人口動態と東京一極集中がどのようになげ起きているのかを整理しています。以下、要約してご紹介します。

- ・2023年には出生数が約73万人であったが、死亡数は約158万人となり、結果、約85万人の人口減となった。

- ・2050年には、高齢化した団塊ジュニア世代を頂点とする人口ピラミッドに移行する。その間に、65歳以上人口比率は28.6%から37.1%に、14歳以下人口は11.9%から9.9%になる。生産年齢人口(15 - 64歳)は59.5%から52.9%になる。

- ・高度成長期(1954～1973)では3大都市圏への人口集中があり地方では減少した。しかし、1975年～1985年には都市の増加率は落ち着き、地方での人口が増えた。ところが、1985年以降は再び都市集中が生じ、年々、地方での人口減少が続いている。2030年には東京だけが人口減少を免れるにすぎず、年をおうごとに地方では減少率が上昇していくと推計される。

- ・東京一極集中は、2010年以降、男性よりも女性の転入超過であり、18歳～29歳までの年齢層において高等教育機関への進学ならびに卒業に伴う就職や転職のタイミングで生じている。

- ・東京都における産業別人口をみると、1位は情報通信業、2位は学術・専門業、3位は不動産業、4位は金融・保険業、5位はその他サービス業である(なお滋賀県は①製造業②教育・学習③複合サービス④医療・福祉⑤生活・娯楽業)。

東京では国家独占事業の名残や中央省庁、情報業としての出版業、大手企業の集積による下請け・協力会社、さらには事業向けサービス(研究、士業、コンサルタントなど)の集中が見られる。

- ・高学歴化により学校が集中する東京での進学の実望が増えている。また、新卒者がどの産業で就職しているかを見ると、全体としては製造業も上位になるものの賃金が高い情報通信・金融保険・学術専門など事業向けサービスが増えており、それらの企業が集積する東京へ人口が集まっている。

- ・労働力人口・就業者・雇用者数は2020年を除いて増加傾向にあるが、女性や高齢者の労働供給量は頭打ちになったとみられ、昨今では増加は鈍化している。推計では、労働参加が最も増えるシナリオでは、2030年までは上昇するものの、その後40年まで減少し続けるとされる。

- ・有効求人倍率は2008年のリーマンショック以降、上昇しており、近年は1倍。完全失業率は低下し、2023年には2.6%であった。この事実も他方で、人材不足であることも表している。労働力人口は地方別では南関東を除き長期的に減少傾向にある。地方を中心に人口減少が進む中で、2010年以降の景気拡大で地方でも雇用情勢が改善した結果、労働力人口の微増では労働需要の増加に対応できず、労働需要の引き締めが生じた。東京都でも需要の強さに流入が対応できず、人手不足は全国的なものとなっている。

- ・人材が不足している産業は、①宿泊・飲食サービス、②建設、③対個人サービス、④運輸・郵便で顕著である。職業別では①保安、②建設・採掘、③介護関係である。事務従事者は0.36倍、機械組立設御・監視従事者で0.72倍、機械組立従事者は0.68倍と求職過剰となっている。

・人材不足の解決方策としては、

(1)女性の労働参加。政策的推進により女性の就業者は増加しているが、結婚や出産を機に退職し、子育てが落ち着いたのちに復帰するという就労行動から25歳～34歳を底とするM字カーブを描いている。特に北海道と近畿はM字の凹みが大きい。

その要因は日本の雇用慣行である男性の長時間労働と女性の家事・育児など無償労働時間の偏りにある。家事育児をする時間の男女差が大きく、女性が正規雇用（フルタイム）で就労することが困難になっている。性別役割分担意識の改革が求められる。また、年収の壁も影響している。

(2)高齢者雇用の促進。高年齢者雇用安定法で65歳までの定年引上げ、継続雇用制度、定年制の廃止のいずれかが義務付けられている。65%の企業は継続雇用制度で対処しているが、再雇用後の処遇について、仕事と同じなのに賃金が下げる事への不満があり、就労意欲の低下を招いている。また、在職老齢年金制度が就労意欲を低下させているとも言われている。

(3)労働生産性の向上。RPA（ロボットによる業務自動化）、ICT、AIなどで労働力の省力化を図る。また、DX（デジタル技術を活用し企業や組織の変革を通じた成長をめざすこと）を推進する。また、リスクリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化が指摘されている。とりわけ日本では人的投資（off-JT）は先進国に比べ最低水準。

（要約はここまで）

地域は人間にとっての「生活の器」であり、中小企業にとっては経営者や社員の暮らす場、顧客の暮らす場、事業活動を行う場でもあります。地域と中小企業の盛衰は、まさに一体。地域は多層的なものであり、さまざまな捉え方があります。地域を考える際に重要なのは、地域を単なる市場としてみるのではなく、人間にとっての「生活の器」であり、「人間らしい暮らし」を守り育むという視点です。経営者と社員の関係が近く「人間の顔」が見える中小企業、地域の人々の「人間の顔」が見える中小企業こそ、地域課題を企業課題として取り組んでいくことが可能であり、それが社会的にも期待されています。またそれは企業の活路を切り開く鍵にもなっています。

②賃上げについて

2025年3月12日にあった春闘集中回答日では、大手企業では6%の賃上げ回答があったと報道されました。トヨタで最大24,550円の賃上げ、ボーナスで7.6か月分でした。他方で、滋賀県中小企業家同友会が3月5日から14日に実施した緊急アンケートでは2025年度に賃上げを実施した（する）企業は88.5%で、賃上げ率は年率5%が40%、年率4%が13%、年率3%17.39%でした。金額は月額で5000～8000円が30.77%、8000～10000円が17.31%でした。率としては5%程度を確保しつつも、金額としては8000円までにとどまっており大手と中小企業との賃金差が拡大している印象です。

同友会調査では賃上げする理由として新規採用の円滑化、社員の離職防止、物価高への影響が主たるものでしたが、大手の初任給が30万円を超え、中堅でも25万～27万とされるなかで中小企業の人材確保は厳しい環境におかれています。

帝国データバンクの2025年3月9日付記事によれば、従業員退職による倒産が2024年で87件と大幅に増加しており、賃上げできない企業の淘汰が懸念されています。特に事業に必要な資格を有する従業員の退職により事業継続ができなくなったという事例もあり、人材の確保は目下の課題となっています。

賃上げに多くの中小企業が取り組んでいますが、人材不足への対応で十分な収益がない中で「防衛的賃上げ」となった企業も少なくありません。労働分配率は大企業51.2%に対して中小企業79.2%となっており、中小企業の賃上げ余力は小さいことが伺えます（2022年度。

「2024年版中小企業白書」より）。政府は2020年代に最低賃金を1,500円（全国平均）に引き上げる目標を掲げていますが、日本商工会議所の調査では、「不可能」「困難」とする中小企業は74.2%にのぼっています。

最低賃金の引き上げ自体は、国民の消費購買力の向上、内需拡大、地域経済の活性化の点からも重要な課題であると言えます。一方で、中小企業が自律的に賃上げを行うことができる環境整備を進める政策展開なしに、最低賃金引き上げを急激に進めることは、厳しい経営環境が続く中小企業経営の困難をさらに高めることが懸念されます。中小企業が自律的に賃上げを行うことができる環境整備のひとつは公正な取引環境の実現です。政府も「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指

針」を公表するなど価格転嫁の促進などに力を入れています。中小企業庁の調査では、全体のコストの価格転嫁率は49.7%（前回3月調査比3.6ポイント増）。サプライチェーンの取引段階別では階層が深くなるほど転嫁率は減少し、4次取引先以降では35.%でした（2024年9～11月実施調査）。価格転嫁は徐々に広がりつつありますが、二極化も指摘されています。

賃金引き上げに取り組むために必要と考える国の支援策としては、「社会保険料事業主負担の軽減」が7割を超え、最も多くなっています（中同協「2024年経営実態アンケート」）。フランス、韓国など、最低賃金の引き上げの際に社会保険料事業主負担への支援策を実施した国もあります。個々の企業が賃上げを含めた労働環境の改善を経営指針にしっかりと位置付けて、社員と知恵と力を合わせて実現できる企業づくりを進めるとともに、中小企業が持続的に賃上げできる経営環境を築き上げていくことが日本経済発展の鍵となっています。

③停滞が続き世界的地位が低下する日本経済

（1）スタグフレーションに突入か

日本のGDPの実質成長率は、国際通貨基金（IMF）によると2024年△0.2%、2025年1.1%、2026年0.8%の見通し（2025年1月時点）。経済協力開発機構（OECD）も2024年△0.3%、2025年1.5%、2026年0.6%と見ています（2024年12月時点）。2025年は若干持ち直しますが、停滞が続く見通しです。

長期的にみても日本の実質GDPは停滞が続き、世界の中でもその地位を低下させています。1990年を100とすると2021年の実質GDPは、日本126.3、アメリカ207.3、イギリス172.7、フランス155.3。一人当たりの名目GDPは、韓国に抜かれ、経済協力開発機構（OECD）加盟38カ国中22位（2023年）と下落傾向にあり、先進7カ国（G7）では2年連続で最下位となりました。

歴史的な円安傾向を背景に原材料・エネルギー価格の高騰が続き、企業収益や家計を圧迫しています。2024年平均の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は前年比2.5%上昇し、41年ぶりの高い伸びとなった前年（3.1%）から鈍化したものの、3年連続で2%超の上昇となりました。2024年の企業物価指数（速報値、2020年平均＝100）は122.6と最高を更新しました（比較可能な1980年以降）。

多くの企業が賃上げに取り組み、2024年の現金給与

総額は2.9%増と33年ぶりの高い伸び率となりました。一方、物価上昇がそれを上回り、2024年の実質賃金は前年比0.2%減と3年連続でマイナスとなりました。OECDによれば2020年までの30年間の実質賃金の伸びは、日本の4%増に対し、アメリカは48%増、世界平均でも33%増。日本は世界的に見ても賃金が伸びない国になっています。大幅な初任給引き上げの動きが注目されていますが、賃金構造の実態把握を目的にした調査では、大企業（従業員1,000人以上）は0.7%減、中企業（100～999人）は2.8%増、小企業（10～99人）は3.3%増となっており、大企業よりも中小企業の伸び率が大きいことがわかります。5税や社会保険料の増加も家計を圧迫しています。社会保険料は20年間で1.4倍となり、可処分所得の抑制、個人消費の伸び悩みにつながっています。2024年の消費支出（2人以上世帯、実質）は前年比1.1%減と2年連続マイナスとなりました。物価上昇が続く中、消費の減退などが続いており、日本経済は「インフレと経済停滞が同時に起きるスタグフレーション的な状況」と指摘する専門家もいます。

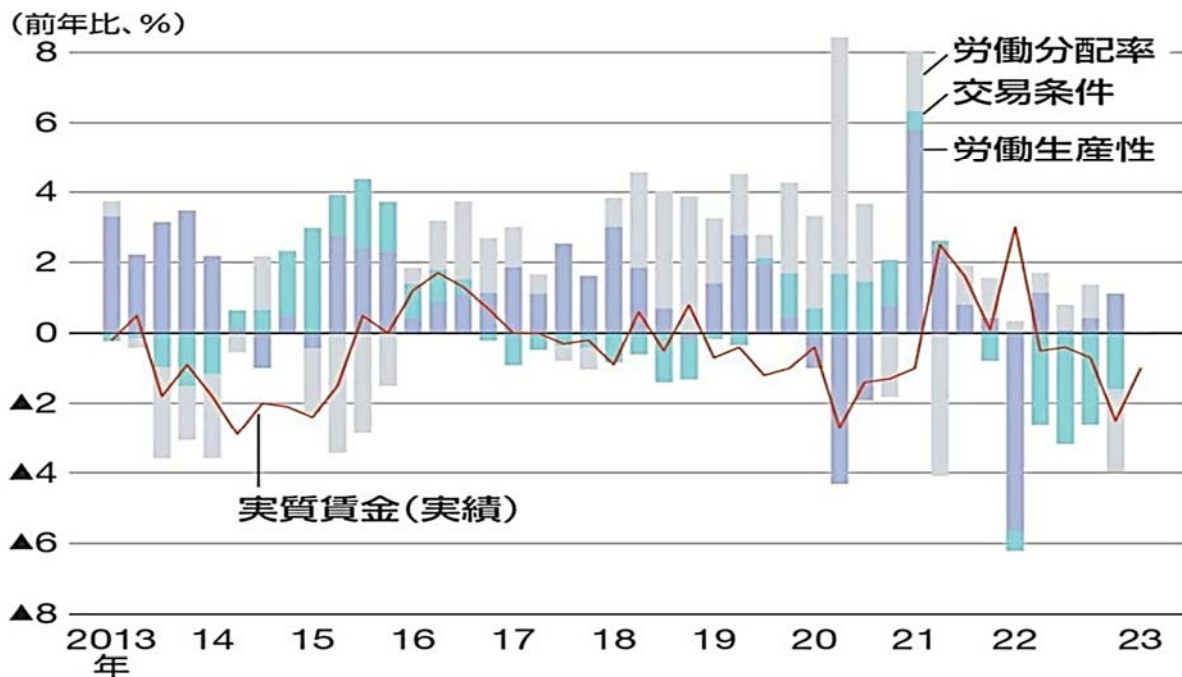
（2）続く歴史的円安の影響

「異次元」の金融緩和を推進して約12年。市場機能の低下や財政規律の緩み、円安の加速など多くの副作用も指摘される中、日銀は政策正常化に向けてマイナス金利政策を撤廃し、追加利上げも実施しました。当面、緩和的な金融環境は継続するとしていますが、為替や金利など動向には注視が必要です。長期にわたる歴史的な円安傾向は輸出型大企業の業績には追い風となった反面、物価の高騰などをもたらし、日銀がめざした経済の好循環は実現できていません。2024年の訪日客数は3,686万人でコロナ禍前の2019年（3,188万人）を大きく上回りました。訪日客の旅行消費額も8兆1,395億円とともに過去最高を記録しました。円安が追い風になりましたが、今後も新興国を中心に所得水準の高まりなどが見込まれ、訪日需要は増加するとみられています。一方、訪問地域は大都市圏に集中しており、オーバーツーリズム（観光公害）も依然課題となっています。日本で働く外国人労働者は約230万人（2024年10月末時点）、前年比12.4%増で過去最多を更新しました。技能実習制度の見直しが論議され、外国人の人権保護・外国人のキャリアアップ・外国人との共生社会の実現をめざした新たな制度として「育成就労」制度が創設されました。円安による相対的な賃金水準の低下が懸念され、国際的な

人材獲得競争が激しさを増している中、外国人の人権尊重などが図られる制度にし、外国人から日本が選ばれる国となることが求められています。日本の食料自給率は38%（2023年度、カロリーベース）と主要7カ国（G7）の中で最低です。円安の影響もあり飼料や肥料、エネルギー

価格が高騰、農業経営を圧迫しています。基幹的農業従事者の減少や高齢化も進行し、危機的状況と言えます。日本の風土に合わせた多様な農業の振興を図り、食料自給率の向上策を抜本的に強めることが課題となっています。

■ 実質賃金の要因分解



東洋経済 ONLINE <https://toyokeizai.net/articles/photo/693542?pn=2> より

2. 生きる・くらしを守る・人間らしく生きる

中小企業を取り巻く情勢は不確定性を増し、経営者は常に業界を超えた幅広い世代を超えた学びを続けなければ企業を維持し発展させるという責任を果たすことができません。昨今の世界情勢の不安定さや国内外に広がるシン自由主義的政策や思想の中で、アメリカのトランプ＝マスク政権の自国中心主義と極端で強権的な緊縮財政が発生し、他方では日本でみられるような国家財政に依存した産業・商業振興策（大企業主義）と軍事費の増大が生じています。

このような世界の中で、私たちはどう生きるか、どう経営するかを考える一つの視点として、中小企業家同友会全国協議会元会長の故・赤石義博氏の視点をご紹介します。詳しくは『生きる・くらしを守る・人間らしく生きる』（鉦脈社）をお読みください。

赤石氏は、多くの社員の声を聴いてきた経験から、普

通の人間なら誰しも持っている願いは、3つあると述べています。

一つめは、かけがえのない命を大切にしたい。健康でありたい。与えられた命を全うしたい（させたい）。

二つめは、かけがえのない人生だから悔いのないようにいきたい。

三つめは、世間からつまはじきにされたり、後ろ指をさされるような生き方はしたくない。当てにされるような、誇りをもって働けるような生き方でありたい。

端的に言いますと、①自分はもちろん、家族の健康を守りたい、命つきるまで自分らしさ、自分の力を発揮してメリハリのある人生を送りたい。子どもや親にもそう生きられるようにしたい。②個々人が持っている、かくれている可能性を引き出し、開花させる努力を通じて実

際に開花しはじめる喜び、そしてそれが日々の喜びに繋がるということ。働き甲斐、生きがい、充実感に満ちた悔いのない人生を送れているかということ。③仲間として認められたい、仲間に尊敬されたいということ、です。

そこから、さらに人間として、いわば人類として誰でも願う普遍的な願望として、次の「三つの願い」を剔出しています。

一つめの願いは、「いのち」を守り維持する。そのために人間は「群れ」を形成し、信頼を基礎にした平等な関係を築いてきた。＝生きる

二つめの願いは、人間のもっている可能性を精いっぱい開花させる人生を送りたい。「他」を発見し、人間らしさを自覚することで道徳を確立し、「いま」「ここに」とちがう「他の人・他の地・他の時代」にメッセージを発することを学ぶことで、文化を形成してきた。

＝人間らしく生きる

三つ目の願いは、人間の避けて通れない社会関係を大事にしながら生活をつくり人生を豊かにしたい。人間は生きるなかで家族を形成し、役割分担を学び、分け合い扶け合うことで、群れの構成員相互間の暮らしを守ってきた。＝暮らしを守る

そして赤石氏は、「この三つの目的は、おそらく人間が数十万年にわたって求め続け、求め続けること自体が思考や行動の根っこにしっかり埋め込まれた文化になっているのでは」と指摘しています。つまり、あらゆる人類は、この三つの目的の実現を目指して、行動し、組織をつくり、知識を発展させてきた、ということであり、今を生きる私たちも、これらの目的の実現を絶えず目指していきっている、ということです。

さて、ここまでやや哲学的なことを述べてきましたが、赤石氏は、この人類の三つの目的を、中小企業家同友会の理念の一つである「自主・民主・連帯の精神」それぞれに照応させて整理しています。

「自主」の深い意味は、「個人の尊厳性の尊重」であり、「人間らしく生きる」という意味。

「民主」の深い意味は、「生命の尊厳性の尊重」であり、平たくいえば「生きる」という意味。いのちの尊重、いのちを全うする、いのちを全うするまで生きさせ

る。

「連帯」の深い意味は、「人間の社会性の尊重」であり、「暮らしを守る」という意味。一緒に暮らす仲間に対してにされる立場でありたい。一緒に暮らす仲間の役に立ちたい。

そして赤石氏は、この自主・民主・連帯の深い意味があつてこそ人間尊重であり、労使見解（人を生かす経営）が成り立つのだと述べています。

私たちは人類の長い歴史の中で先人たちが創り上げてきた社会を承継してそれを維持し、発展させようと日々努力をしていますが、それは「何のために」しているのか。先人たちが追求してきたこと、意識的にせよ無意識的にせよ追求してきたためあてということを深く考えるとき、社会制度にせよ、科学知識にせよ、やはり根源には「いきる・暮らしを守る・人間らしく生きる」という願望がありました。

その観点からすると、日本では労働者の7割が中小企業で働いています。自分の或いは家族の命・生活をまもり、働く事の中で自身の能力や可能性を発揮させ、仲間ひいては社会の中で当てにされる存在になるという生きがいを紡ぐ場所である中小企業の存在は人類にとってとても重要です。中小企業家は、人々が生きる場を維持し発展させ、地域社会の発展、ひいては日本社会の発展を担っている歴史的な役割と責務を負っています（中小企業憲章）。

中小企業家同友会の運動は、よい会社・よい経営者・よい経営環境づくりをめざす仲間を地域にふやすことを通じて、よりよい滋賀県、よりよい日本を創造することを目指しています。一人でも多くの地域の中小企業家に滋賀同友会の仲間になっていただき、中小企業が輝く・人が輝く社会をめざして活動を活性化し、運動をすすめていきましょう。

（事務局作成）

参考

中小企業家同友会全国協議会第57回定時総会議案書（案）

赤石義博氏『生きる・暮らしを守る・人間らしく生きる』

など

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会 2025 年度基本方針（案）

2025 年度スローガン

「世代を超えて学び合い、連帯を深めて、人と地域を育む企業づくりを！」

基本方針

- ① 経営指針成文化・社員共育・共同求人活動に一体で取り組む企業を増やします。
- ② ブランディングの確立をめざします。
- ③ 中小企業は社会の宝！だれもが地域で安心して暮らせる社会づくりを私たちの手で実現します。

重点課題

1) 企業づくり

- ① 黒字で強じんな財務体質をもつ会社づくりを目指します。
- ② 経営指針を創る会を開催し、指針経営を実践する経営者を増やします。
- ③ 共同求人活動に取り組む企業を増やし、滋賀単独での共同求人活動をめざします。
- ④ 共育ちの精神を企業経営で実践し、多様な人材が活躍できる企業風土をめざします。
- ⑤ 環境経営の取り組みや SDGs を経営に組み込み実践する企業を増やします。

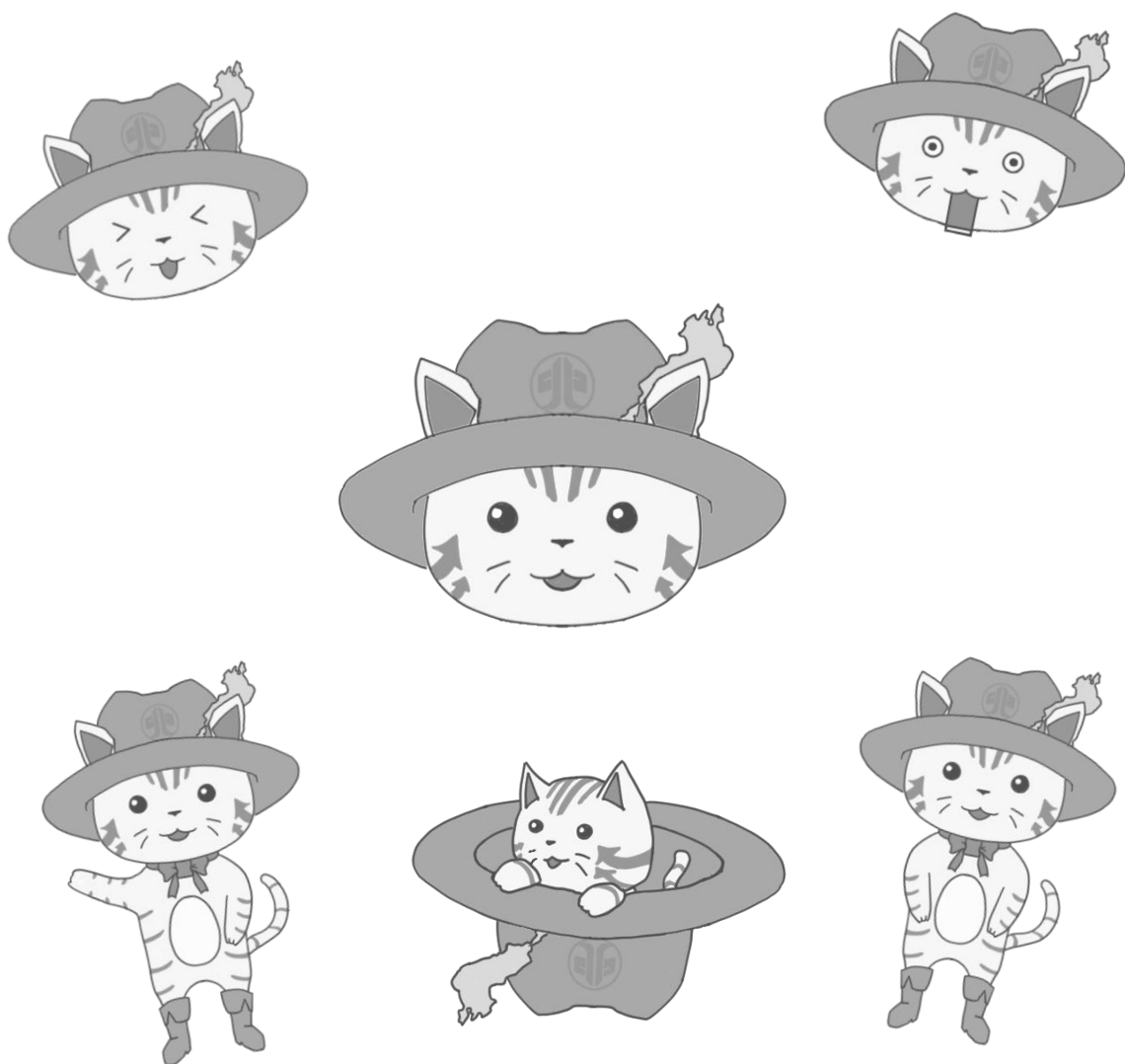
2) 地域づくり

- ① すべての人がそのすばらしさを発揮できる地域づくりを中小企業家が担いましょう。
- ② 県内の大学と連携し若者に中小企業の魅力を伝えることで、地域で暮らし働く若者を増やして地域の将来を担う世代を育み、持続可能な地域づくりをめざします。
- ③ 滋賀県の産業振興施策を学び、中小企業家の立場から施策を提言するとともに、行政担当者、金融機関や学校との懇談会などを通じて、中小企業の社会的地位向上させます。

3) 同友会づくり

- ① 2027 年に青年経営者全国交流集会が滋賀で開催されることを見据え、800 名の仲間で開催することをめざし 2025 年度末までに 628 名の同友会を実現します。
- ② ビジョン作成プロジェクトチームを結成し、ビジョンを成文化し第 48 回定時総会で発表します。
- ③ 同友会運動と企業経営は不離一体。支部運営委員会や専門委員会、部会での会議、例会を通じて、「よい会社・よい経営者」を体現するモデル会員を輩出します。
- ④ 支部、委員会で活躍する新しい世代の役員を育成するため役員研修会を開催します。
- ⑤ 青年経営者、女性経営者、小規模事業者など階層別・要求別に学び合う組織を強化し、活性化させます。
- ⑥ 経営指針書に基づく経営の実践体験報告を中心とした例会づくりを推進します。

資 料



事務局マスコットキャラクター 「マルシェ」

同友会理念

三つの目的

① 【よい会社をつくろう】

同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。

② 【よい経営者になろう】

同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。

③ 【よい経営環境をつくろう】

同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

自主・民主・連帯の精神

「自主」とは、二つの意味があります。一つは、同友会は他のいかなるところからも政治的、経済的な干渉や支配を受けないということです。もう一つは、行事への参加や企画、提案については会員の積極的な意志を尊重するということです。つまり、会の主体性を守るということと、会員の自発的参加を基本にすることです。

「民主」にも、二つの意味があります。一つは、会の運営を会員の要求や意見に基づいて行い、一部の人による独善的なボス支配がおこらないようにするということです。もう一つは、民主的なものの見方や考え方を積極的に広めていく、とりわけ企業内で実践していこうということです。このことによって組織の自浄力は強化され、健全な発展が保障されます。

「連帯」は、会内では会員同士が同じ目的の実現めざし力をあわせていこうということと、あらゆる階層の人たちと手を取りあっていくという外に向けての協力、団結を進める意味とがあります。特に、会内では会員相互の研さんを通じて全人格の成長を図り、深い信頼関係をベースに、高い次元での“あてにしあてにされる関係”が連帯の中身として理解されてきています。

国民や地域と共に歩む中小企業

同友会がめざす、「国民や地域と共に歩む中小企業」とは、第一に、中小企業は豊かな国民生活の実現に貢献するものであり、企業活動は反社会的、反国民的であってはならないということです。かつて第一次オイルショックの時、人為的な物不足が発生しました。中同協は「決して悪徳商人にはならない」との声明文（1974年、第4回中小企業問題全国研究集会・長崎）を発表し、同友会がめざす企業の経営姿勢を明らかにしました。バブル崩壊以降も一部大企業の不祥事が相次ぎ、近年も「偽装」事件等により企業モラル喪失への国民の企業不信が続いています。私たちは、同友会理念を企業の根幹にすえて経営をすることこそ顧客、ひいては国民や地域の期待にこたえる道であると考えます。

第二に、中小企業の社会的使命は、すぐれた製品やサービスの創造、提供を通じて、人々の暮らしの向上と雇用の場の拡大をはかり、地域経済の繁栄に尽くすことにあります。中小企業の発展は、雇用の創造はもちろん個性ある地域文化の形成や人材育成に大きな役割を果たしており、その担い手、推進者としての自覚を大切にしたいものです。

第三に、中小企業は地域経済振興のために活躍することが期待されており、同友会はその中心となって活動を進めることが必要になっていることです。

経済のグローバル化による産業構造の転換、空洞化の進展は経済の一極集中を招き、加えて少子・高齢社会となり人口減少は地域の深刻な状態にきています。同友会はそれぞれの地域において、地域経済の活性化に積極的に提言し、行政機関、経済団体、金融機関、教育・研究機関、市民団体と連携し、地域おこしを共に進め、国民一人ひとりの幸せを大切にす経済社会をつくっていかねばなりません。

「国民や地域と共に歩む中小企業」の理念を自社の経営のあり方としても追及していくことが求められています。

「同友会運動の発展のために」2023年7月第4次改訂版より

【参考資料】

赤石 義博 元中同協会長「同友会理念「自主・民主・連帯」の深い意味と日常的実践の課題」

	自 主	民 主	連 帯
第一層 (会内でのあり方)	入会も退会も個人の意志 決定による	ボスを作らない、全ての 会員が主体者	個人個人が尊重される団 結
第二層 (社会との関係)	自主性を損なうような特 定の関係を排除	民主的ルール尊重精神の 一般化	中小企業の地位向上に他 団体とも協力
第三層 (本来的深い意味)	個人の尊厳性の尊重 人間はそれぞれ「かけが えのない人生」をもって おり、それだけでも個人 として尊重されねばなら ない。 「個人の可能性」 全ての個人は、同時に何 らかの才能の可能性をも っている。その可能性を 見つけだし、どれだけ伸 ばしきるかも、人間らし く生きる充実度の一つで ある。これを「題名のな い伸縮自在の袋」と名付 けている。	生命の尊厳性の尊重 にその根源がある。人間 の命の重さに軽重はな い。全ての人間の命の重 さは同じである。 そこから。 「平等な人間観」 が生まれ、更にそこから 一人一票という民主主義 の原則が生まれてきた。	人間の社会性の尊重 人間はある時から群れ (むれ)をつくることに より、生きることをより 確かにしてきた。そうし た何万年・何十万年の体 験から協力し合う事の重 要さと基本的な行動様式 として、社会性を身につ けた。 「人間的信頼関係に立つ 当てにし当てにされる関 係」づくり
第四層 (第三層の深い意味 を具体的に実践す る事の普遍的意味)	人間らしく生きる	生きる	くらしを守る

1. 組織目的	企業経営と同友会運動は不離一体	
2. スローガン	滋賀の未来を担う経営者が育つ環境をつくる～不離一体経営の実践で変革の時代を生き抜く～	
3. 基本方針	・不安定な国際社会、物価の高騰、人口減少による市場の縮小、デジタル技術の急速な進展の中で、私たち中小企業を取り巻く環境は日々変化しています。変化の激しい今こそ私達中小企業家は、この環境に適応し成長していくことが求められています。赤字の企業は、黒字へ。黒字の企業は、強い会社へ。強い会社は、地域になくてはならない企業へ。同友会運動を実践し、個人と会社を成長させ、地域経済と地域そのものの活性化を目指していく大津支部にしていきたいと思います。	
	①良い例会、良いグループ討論、よい懇親会づくり＋ゲストフォローの強化を図り、会員数 150 名を目指します。	
	②青年部・他支部との関りを増やし相互刺激で組織の活性化を図ります	
	③組織力や経営数字に強い支部を目指します（経営相談会やBS 研究会、同友の森等の小グループ活動を活発化）	
	2024 年度活動振り返り	
項目	目標／結果	振り返り
① 純増目標	13 名/▲4 人	増強 12 人退会 16 人
② 期末会員数	150 名/130 人	目標達成には速く及ばず、課題を残す 1 年となりました。
③ 例会参加率	30%/19%	会員の経営課題、またゲスト課題に直結した例会づくりが必要でした。
④ 運営委員出席率	80%/68%	運営委員会も参加率は悪くないものの、役得を得るほどではなかったと思います。
⑤ 会員参加率	35%/33%	もっと経営課題の解決に直結する内容が必要でした。
⑥ e.doyu 利用率	50%/50.6%	会員が興味を引く例会や内容が必要です。
⑦ 不離 体の例会づくり	例会動員目標達成	69%（会員参加目標値の明確な 7 回分集計） 上記と一緒にです。
⑧ 経営相談会・BS 勉強会・同友の森イベントの開催	年 3 回程度開催	BS1 回 声かけも含めて、時間と参加者も限定的だったことが課題です。

2025 年度大津支部活動方針

1. 組織目的	同友会運動を通して、ESG を実践した企業経営を行う。 E：Environment（環境） S：Social（社会） G：Governance（企業統治）		記入者 寺田 俊介
2. スローガン	学びを活かし、人を生かす！		
3. 基本方針	自己決定で学び実践する場であること。 自身・自社の成長と共に更なる学びに邁進すること。 共に成長する仲間づくりをすること。		
2025 目標・計画と方策			
項目	目標／指標	計画と方策	
① 純増目標	20 名	入会者目標 25 名以上、退会者目標 5 名以内	
② 期末会員数	150 名	2 年掛けて、運営委員で全支部会員訪問 例会ゲストには、正副支部長が挨拶し、紹介者を中心にフォローアップ。新入会員へも、例会の他、県/支部の活動へのサポート。	
③ 例会参加率	30%	例会のお誘い＋近況を伺い運営員内でも共有。e-doyu への登録活動を活発にすれば、数字はついてくる。	
④ 運営委員出席率	60%	支部の委員会活動を活発にし、県の委員会との連携強化	
⑤ 会員参加率	40%	e-doyu をスマホの最初の画面にアイコンを！常にチェック。	
⑥ e.doyu 利用率	60%		
第 1 回 支部定時総会 5 月 28 日（水）18：30～ 会場 明日都浜大津			

2024 年度高島文部活動報告

記入者 北川 渉

1. 組織目的	未来に挑戦する会員を応援する	
2. スローガン	「即断即決即実行！高島が動く」	
3. 基本方針	①会員企業の困りごとの徹底的なマーケティング	
	②必要な学びを速やかに届ける	
	③外と繋がり変革を起こす	
	2024 年度活動振り返り	
項目	目標・指標 ／結果	振り返り
① 純増目標	9 人/▲7 人	増強 5 人・退会 12=▲7 人
② 期末会員数	6 5 人/46 人	会員フォローができていなかった。目標への取り組みが不足。
③ 例会参加率	3 5 %/26%	運営の準備不足。優先順位を上げきれなかった。
④ 運営委員出席率	7 0 %/66%	ブレイングマネジャーが多く、急な応対になりがちであった。
⑤ 会員参加率	4 0 %/33%	参加したくなる例会などが少なかったのかもしれない。
⑥ e.doyu 利用率	6 0 %/55%	月 1 回ログインすること周知できていなかった

2025 年度高島支部活動方針

1. 組織目的	日々成長		記入者 山本昌弘
2. スローガン	より魅力的な高島をつくろう		
3. 基本方針	参加したくなる支部活動		
	課題解決のできる学びで共育ち		
	積極的な外部発信		
	2025 目標・計画と方策		
項目	目標／指標	計画と方策	
⑦ 純増目標	9 人	例会の SNS 発信。ゲスト参加者のヒアリング。	
⑧ 期末会員数	5 5 人	5 0 人以上をめざす。会員のフォローでニーズを把握。	
⑨ 例会参加率	3 5 %	参加したくなる例会づくり。早めの準備と運営委員のフォロー。	
⑩ 運営委員出席率	7 0 %	Zoom 回数を増やす。年間 9 回以上で距離、時間の壁をクリア。	
⑪ 会員参加率	4 0 %	例会以外の学び。会員企業訪問によるヒアリング。	
⑫ e.doyu 利用率	6 0 %	主体的に利用する仕組みづくり。事業確認や出欠確認を積極的に誘導する。	
第 3 回	支部定時総会 5 月 21 日（木）17：00 ～	会場	

2024 年度 湖南支部 活動報告

記入者 寺田好孝		
1. 組織目的	同友会理念に基づき、会員が指針経営を実践し、地域経済の拡大に貢献することを目指します。	
2. スローガン	志を高く掲げ、はたらく私たちの幸福と地域の活性化のために、熱く命を輝かせよう！！	
3. 基本方針	①会員が参加したくなる例会と地区会を企画します	
	②湖南支部の会員が積極的に同友会行事に参加する組織を築きます	
	③運営委員が経営者として成長し会員企業の発展に貢献します	
2024 年度活動振り返り		
項目	目標／結果	振り返り
① 純増目標	20 社/-10 社	会員の入会・転入は7 社あったが、退会を減らせず、純増となった
② 期末会員数	122 社/115 社	例会企画に工夫を凝らしたが、会員を増やすことができなかった
③ 例会参加率	25%/15%	例会への声掛け、ゲストの呼び込みなど、運営委員全体としての取り組みの徹底力が、不足していたと感じる
④ 運営委員出席率	70%/42%	出席率は低迷を続け、特に後半が落ち込んだ
⑤ 会員参加率	30%/25%	特に地区会の参加者が少なく、企画の見直しが必要
⑥ e.doyu 利用率	60%/49%	現行システムは非常に使いづらく、スマホ対応を早急に進めるべき

2025 年度 湖南支部 活動方針

記入者 寺田好孝		
1. 組織目的	湖南支部の各会員が、同友会理念に基づき、人間尊重の経営を実践することを目指します。	
2. スローガン	志を高く掲げ、はたらく私たちの幸福と地域の活性化のために、熱く命を輝かせよう！！	
3. 基本方針	会員が参加したくなる例会の企画・運営をします。 同友会の基本活動である例会の運営に注力します。運営委員メンバーが、ひとりひとりの例会を担当し（BIG 例会も入れて 8 回）、創意工夫を凝らした例会の企画・運営を行います。	
2025 目標・計画と方策		
項目	目標／指標	計画と方策
① 純増目標	15 社	例会の企画運営、運営委員会の運営を刷新し、純増を目指す
② 期末会員数	130 名	各運営委員が、例会へのゲスト動員を主体的に行い増強に努める
③ 例会参加率	25%	仲間づくり担当が、例会案内文をメンバー斉送信したり、LINE での呼びかけたりすることで、例会の参加率をアップさせる
④ 運営委員出席率	80%	運営委員の体制を見直し、参加する意義のある委員会を開催する
⑤ 会員参加率	30%	同友会理念の浸透と、人間尊重の経営を実践する会員を増やす
⑥ e.doyu 利用率	60%	オンラインでの声掛け推進を行うことで、利用率を上げる
第 45 回 湖南支部定時総会 5 月 20 日（火） 18：00～20：00 会場 キラリエ草津		

2024 年度 甲賀支部 活動報告

記入者 鶴岡 龍馬		
1. 組織目的	地域社会発展のため、中小企業経営者の学びの場として同友会運動を広めよう	
2. スローガン	同友会の意義を広く広報し、学びの場への参加を推進しよう	
3. 基本方針	①同友会とは何か？を知ってもらおう	
	②興味深い例会活動を告知しよう	
	③会員の経営課題を集約し、例会活動に反映させよう	
2024 年度活動振り返り		
項目	目標／結果	振り返り
① 純増目標	5 名/-5.5 名	新規加入より退会者数が上回り 44 名となった
② 期末会員数	55 名/44 名	
③ 例会参加率	25%/19%	例会参加を呼びかけるも目標達成に及ばず
④ 運営委員出席率	70%/55%	運営委員の選出を考え直す必要がある
⑤ 会員参加率	30%/24%	目標に届いてない
⑥ e.doyu 利用率	30%/37%	

2025 年度甲賀支部活動方針

記入者 西田 道弘		
1. 組織目的	中小企業家同友会の学びを自社だけでなく地域の為にも貢献しよう	
2. スローガン	鹿深らしく楽しく学びと実践	
3. 基本方針	①同友会の良さと学びの周知	
	②学びたい！聞きたい！興味が湧く！支部活動	
	③メンバー全員参加の例会作り	
2025 目標・計画と方策		
項目	目標／指標	計画と方策
① 純増目標	9 名	商工会などの各種団体への勧誘活動
② 期末会員数	53 名	新規入会者に対するコミュニケーションによる退会防止活動
③ 例会参加率	30%	全員参加型の例会作りをすることで参加しやすくなる
④ 運営委員出席率	70%	運営委員会メンバーを中心に同友会基本勉強会の実施
⑤ 会員参加率	25%	発信 宣伝の強化
⑥ e.doyu 利用率	30%	発信の増強
第 回	支部定時総会 5 月 日 () : ~ 会場	

2024 年度 東近江支部 活動報告

記入者 安井 栄作	
1. 組織目的	同友会活動を活かす経営
2. スローガン	学びを实践、成長し続ける企業を目指して！
3. 基本方針	① 実践できる学びの提供（例会等） ② 地域の経営仲間と密になれる小グループ活動（地区会） ③ 地域を活性化できる経営仲間づくり
2024 年度活動振り返り	
項目	目標／結果
① 純増目標	10 名/－4 名 方策が示せなかったことと、組織として動けていなかったことが原因。
② 期末会員数	140 名/126 名 目標達成のため PDCA が出来ていなかった。
③ 例会参加率	25%/14% 声掛けの役割分担が不十分。早めの告知、宣伝が出来ていない。優先順位が低い。
④ 運営委員出席率	60%/46% 出席を徹底して義務付けられなかった。トップの甘さ。出欠の全員解答が出来なかった。運営委員会の盛り上がりが必要。
⑤ 会員参加率	25%/21% 休眠会員が多すぎ。もっと声掛けて巻き込んでいく。
⑥ e.doyu 利用率	40%/32% 地道な声掛け、連絡しかない。

2024 年度 北近江支部 長浜 BL 活動報告

記入者 中川 繁	
1. 組織目的	人を生かす経営の実践が出来る地域企業を増やしよう。
2. スローガン	仲間同士の支え合いで学びと実践を促進しよう！
3. 基本方針	①会員を増加させる為、運営委員が計画的・積極的に訪問活動を実行します。 ②活気ある運営委員会を継続し、ブロック全体の活性化につなげます。 ③地域企業に訪問し経営実践を学びます。(会員内外)
2024 年度活動振り返り	
項目	目標／結果
① 純増目標	10%増以上 結果 59 名▲4 名
② 期末会員数	7%増以上 結果▲7.35%
③ 例会参加率	10%増 結果 24.0%+0.3% (BL 計)
④ 運営委員出席率	5%増/ 結果 30.3%+2.9% (BL 計)
⑤ 会員参加率	10%増/ 結果 30.3%+2.9% (BL 計)
⑥ e.doyu 利用率	10%増/ 結果 57.6%+2.0% (BL 計)

2025 年度東近江支部活動方針

記入者 安井 栄作	
1. 組織目的	経営者の成長を、地域活性化につなげる。
2. スローガン	学び続けよう！仲間と共に。
3. 基本方針	① 同友会理念の浸透、自社理念の確立 ② 今必要な知りたい学びを提供していく（例会、地区会） ③ 学び合える経営者仲間を増やす。
2025 目標・計画と方策	
項目	目標／指標
① 純増目標	14 名 ターゲットリストの充実。毎月、企業訪問を計画
② 期末会員数	140 名 減らさない努力。世代交代会員への訪問。休眠会員のフォロー
③ 例会参加率	25% 早い段階からの呼びかけ。来てもらえる例会づくり。声掛け担当を確立。ゲストさんに来てもらえる例会づくり。
④ 運営委員出席率	60% 運営委員会の義務を共有。役割を細分化。出欠全員解答。
⑤ 会員参加率	25% 今、経営者が求める例会を探りながら色々な例会をやってみる。何のために学ぶのか、同友会理念を伝えていく。
⑥ e.doyu 利用率	40% 利用されていない方への地道な呼びかけ。利用方法の説明。
第 24 回 東近江支部定時総会 5 月 22 日（木）18：00～ 会場 ホテルニューオウミ	

2024 年度 北近江支部彦根ブロック 活動報告

記入者 高橋 陽一	
1. 組織目的	人を生かす経営の実践が出来る地域企業を増やしよう。
2. スローガン	仲間同士の支え合いで学びと実践を促進しよう！
3. 基本方針	①新たに仲間を増やして学びと実践の輪を広げよう ②魅力ある例会づくりを通じて学びを充実させよう ③運営委員を中心にブロック内の会員に声をかけよう
2024 年度活動振り返り	
項目	目標／結果
⑦ 純増目標	10%増⇒6% 純増 31 名⇒33 名 入会者の数は多くないが、創る会受講につなげられた。
⑧ 期末会員数	7%増⇒6%増 目標未達。増強を図りたかったが運営委員の人数不足を感じた。
⑨ 例会参加率	5%増 参加者が固定化されている傾向があるが、新入会員を積極的に誘いしてグループ討論でも積極的に発言してもらった。
⑩ 運営委員出席率	
⑪ 会員参加率	10%増 概ね良好。運営委員の人数が少ないというのが課題だった。参加会員固定化の傾向がある。新入会員に定着してもらえよう工夫した。
⑫ e.doyu 利用率	平均 60% 他支部と比較して利用率は高いと思われる。E-doyu.での出欠の連絡を呼びかけた。

2025 年度北近江支部活動方針

記入者 松井 慎志	
1. 組織目的	人を生かす経営の実践が出来る企業を増やし、地域全体を元気に明るく魅力ある街にしています。
2. スローガン	北近江支部が更に一段と一致団結し、仲間同士の関りや学び合う機会を増やそう！
3. 基本方針	同友会熱の高い運営委員が集まり、高い出席率を以て活気ある運営委員会とし、北近江支部全体の活性化につなげていきます。
	運営委員全員で例会の組み立て及び組織運営に取り組み、より魅力的な例会作りをし、多くの会員及びゲスト参加者等を集め、活気ある例会にしていきます。
	北近江支部全体で仲間に声を掛け合い、士気を高め、更に新たな仲間を増やすべく、計画的且つ情熱的に、増員の為の活動に取り組めます。
	創る会との連携を強化し、北近江支部全体で受講生の発掘に力を入れ、更に修了生の大半がOB・OGとして参加し、切磋琢磨しながら学び合う仲間を増やします。
	2025 目標・計画と方策
	計画と方策
項目	目標／指標
① 純増目標	9 人増
② 期末会員数	100 名
③ 例会参加率	30%
④ 運営委員出席率	75%
⑤ 会員参加率	35%
⑥ e.doyu 利用率	60%
第 2 2 回北近江支部定時総会 5 月 21 日 (水) 会場 プロシードアリーナ 多目的会議室	

2024 年度 青年部 活動報告

記入者 三峰 詳晴	
1. 組織目的	10 年後の滋賀経済を担うリーダーが育つ場づくり ～立志、志高く、未来を創造し、熱く語り、実践できる場（環境）を創る～
2. スローガン	風がなくとも帆をあげろ ～青年部型ビジョナリーカンパニーを目指す～
3. 基本方針	①学びを実践し、体現するリーダーとして成長する ②人(現在)と地域(未来)が輝く企業をつくる ③本気本音で関わる仲間の輪を拡げ続ける(民主、増強、仲間づくり)
2024 年度活動振り返り	
項目	目標・指標／結果
①部員純増目標	11 名/-2 名 学生の入会や創業間もない方の入会があり、新たな会員層の発掘に繋がった
②期末部員数	125 名/102 名 結果未達でした。
③例会参加率	40%/30% データ収集
④幹事会参加率	100%/93% 各委員会から必ず委員長・副委員長どちらかの参加があり、参加率高く意見闊達な幹事会を開催しました。

2025 年度 青年部 活動方針

記入者 渡辺 素記	
1. 組織目的	10 年後の滋賀経済を担うリーダーが育つ場づくり ～立志、志高く、未来を創造し、熱く語り、実践できる場（環境）を創る～
2. スローガン	より良く ～更に一歩前へ～
3. 基本方針	①学びを実践し、体現するリーダーとして成長する ②人(現在)と地域(未来)が輝く企業をつくる ③本気本音で関わる仲間の輪を拡げ続ける(民主、増強、仲間づくり)
2025 年度部会活動 KPI ならびに計画と方策	
項目	目標・指標
① 部員純増目標※	11 名 大学生との連携、小人数での勉強会の開催を行い、新たな会員層の発掘と同友会の認知活動を行い、増強に繋げる。
② 期末部員数※	135 名 各月例会でのホスト・パディ制度の運用、オリエンテーションの開催、AI 理念作成、委員会内でのプチ報告を行い、同友会運動を通して会員の成長をつくる。
③ 例会参加率※	35% 毎月の例会を各委員会が役割を持って取り組むことで、青年部会員全体で例会を作っていく、青年部会員 35%以上の参加を目指す。
④ 幹事会参加率※	100% 幹事長・委員長(委員長欠席の際は副委員長が代理出席) 青年部の元気の中心となる幹事会運営が更に活発になるよう、懇親会を随時開催する。

2024 年度 女性部 活動報告

記入者 宮川 絵理子	
1. 組織目的	滋賀県中小企業家同友会の目的のもと、女性部会員間の理解と信頼を深め、互いの資質向上を図り、会員企業の振興・発展と同友会運動の発展強化に寄与する事を目的とします。
2. スローガン	大きな挑戦、更なる躍動！
3. 基本方針	①女性部活動を通じた企業づくりや仕事づくりの仲間を増やす
	②全員が主体的に学び実践を通じて、リーダーとして成長する
	③全国女性部との交流で女性リーダーに学ぶ
2024 年度活動振り返り	
項目	目標・指標/結果 振り返り
① 部員純増目標	6 人/1 人 5 人入部があったが、4 人退部（うち同友会退会 3 人）となった。
② 期末部員数	27 人/22 人 同上
③ 行事参加率	80%/57% 行事により開きがあったが、女性部総会と近畿圏女性部会合同例会は 70%を超えた。
④運営委員会参加率	80%/62% 参加者の固定化が見られたが、運営委員会とは別のチーム会議への参加も含めると、参加率はもっと高くなる。

2025 年度 女性部 活動方針

記入者 宮川 絵理子	
1. 組織目的	滋賀県中小企業家同友会の目的のもと、女性部会員間の理解と信頼を深め、互いの資質向上を図り、会員企業の振興・発展と同友会運動の発展強化に寄与する事を目的とします。
2. スローガン	私たちがやりたい姿を実現する主体者となり、誰もがやりたい姿で活躍できる地域社会を目指していこう！
3. 基本方針	①女性を取り巻く環境の課題を言語化し、企業づくり、地域づくりを担っていく自覚を持つ
	②全員が主体的に学び、実践を通じてリーダーとして成長する
	③全国女性部との交流で女性リーダーと共に学び合う
2025 年度部会活動 KPI ならびに計画と方策	
項目	目標・指標 計画と方策
① 部員純増目標※	5 人 年 4 回の例会開催（女性部総会、近畿圏女性部会合同例会を含む）、年 5 回のオンライン企画の開催で、ゲストが参加できる機会を増やす
② 期末部員数※	27 人 同上
③ 例会参加率※	60% リアル・オンライン・午前・午後・夜間など、開催方法や時間を工夫する
④ 幹事会参加率※	90% 幹事が参加できる日を都度設定する
⑤ 運営委員会参加率	65% 参加しやすい日時のアンケートをとる

一般社団法人 滋賀県中小企業家同友会 定款

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。人々の暮らしに根差す仕事を生み出し、雇用の主要な担い手として、国民生活、地域社会、文化を守り、地域の豊かさを支えるとともに、日本経済の力強い発展に貢献している。

われわれは、本定款に定める3つの目的の実現を、自主・民主・連帯の精神で取り組み、国民や地域とともに歩む中小企業となことを掲げた同友会理念のもと、人間尊重の経営、すなわち人を生かす経営を実践するとともに、行政、金融機関、教育機関等との対外的な活動や連携を積極的に推し進め、中小企業の社会的地位の向上を図っていく。

そして、民主的な議論を尽くし、会員の総意に基づいた運動及び活動を行うことを通じて、滋賀県経済と地域社会の発展に寄与する団体となることをめざし、ここに本定款を定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「一般社団法人滋賀県中小企業家同友会」と称し、略称は「(一社) 滋賀同友会」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中小企業の自主的、民主的な組織として次の方針で活動することを目的とする。

(1) この法人は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強固な経営体質をつくることをめざすものとする。

(2) この法人は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される、総合的な能力を身につけることをめざすものとする。

(3) この法人は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄を目指すものとする。

(事業)

第4条 この法人は、会員の力をあわせて前条の目的を達成するために、次のような事業、活動、運動を行う。

- (1) 会員相互の経験、知識、技術、情報、経済等の交流の促進を図る事業
- (2) この法人がめざす人間尊重の労使関係を確立するための活動
- (3) 中小企業の経営を守り、発展させるために、国や地方自治体、その他関係機関等に働きかける運動
- (4) 各種の研究會、研修會等の運営と支援活動
- (5) 会報などの発行と情報の提供、その他の広報活動
- (6) 中小企業家同友会全国協議会の強化を図ると共に、全国各地の中小企業家同友会との交流及び協力を図る活動
- (7) 中小企業の経営を支援する活動や経営の発展に資する諸活動
- (8) 中小企業の経営環境の改善を図るための運動
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業、活動及び運動

(運営基本方針)

第5条 この法人は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらずなく会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切にする。

(中同協への加入等)

第6条 この法人は、中小企業家同友会全国協議会に加入して活動するものとする。ただし、この法人の経済面又は運動・活動面における負担や損失、その他やむを得ない事情によって中小企業家同友会全国協議会に加入して活動することが困難な状況に至ったときは、総会の決議を得て、その活動の停止または休止、もしくは脱退をすることができる。

第3章 会員

(会員)

第7条 この法人の会員は、中小企業家又はそれに準じる者で、この法人の趣旨及び目的に賛同して入会した者とし、その会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)における社員とする。なお、「中小企業家及びそれに準ずるもの」については、会員資格及び会員等に関する規定に別途定める。

2 次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員(暴対法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう、以下同じ。暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う恐れがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）、暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力的に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）、その他これらに準じる者（以下これらを併せて「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が実質的に事業運営を支配又は事業運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に批判されるべき関係を有していると認められる者

(6) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）である者

(7) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）である者

(8) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）である者

(9) 準暴力団又は準暴力団構成員（平成25年3月7日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人をいう。」である者

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、会員1名以上の推薦を得て入会申込書に入会金と会費を添えて申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

2 入会手続きその他詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別途定める。

(入会金・会費)

第9条 会員は、社員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。既に支払った入会金及び会費は返還しない。

2 前項に規定する会費の中には、中小企業家同友会全国協議会（以下「中同協」という。）の分担金、機関誌の購読料等が含まれるものとする。

3 入会金及び会費の納入方法その他詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別途定める。

(資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(2) 会費を滞納し、滞納金額が6か月分以上になったとき

(3) 会員が事業を廃止し、又は会員が所属する企業が事業を廃止したとき

(任意退会)

第11条 会員は、退会を希望する場合、いつでも退会の申し出をして退会することができる。

2 退会した会員は、当然にこの法人の社員の地位も喪失する。

3 退会手続きは、会員資格及び会費に関する規程に別途定める。

(除名等)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席した理事の満場一致での採決により、除名することができる。除名手続きの詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別途定める。

(1) この法人の名誉を棄損する行為をしたとき

(2) この法人の事業活動を妨げる行為をしたとき

(3) 第7条第2項に該当することが判明したとき

(4) 入会申込書の記載内容に虚偽があったことが判明したとき

(5) この法人の定める定款、規程、規則に違反したとき

(6) その他除名すべき正当の事由のあるとき

2 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の決議により、資格停止処分又は戒告を与えることができる。その手続きの詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別途定める。

(1) 会員や事務局員へハラスメント行為や迷惑行為を行ったとき

(2) 会員や第三者に対する強引なセールスやローラー営業などのマナー違反や倫理上抵触する行為をしたとき

(3) 中小企業家同友会の理念や運動を否定する行為をしたとき

- (4) その他、第1項(5)以外のルール又はこの法人からの指示に従わないとき
- 3 会員に第1項各号ないし第2項各号に掲げた事由に該当する恐れがあるときは、理事会の決議に基づき、当該会員に対し、指導または退会勧告を行うことができる。

(会員の資格停止に伴う権利及び義務)

- 第13条 前条第2項により資格を停止した会員は、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会費納入の義務は免れることはできない。
- 2 この法人は、会員資格が停止しても、その会員に対し既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(決議)

- 第14条 社員総会（以下「総会」という。）は、すべての会員をもって構成する。
- 2 総会は、総会員の過半数の出席によって成立する。
- 3 総会における議決権は会員1名につき1個とし、全会一致に至ることができないときは、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
- 4 前項の規定に関わらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(権限)

- 第15条 総会は、次の事項を決議する

- (1) 前期の活動及び事業報告の承認
- (2) 今期の活動及び事業計画の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 規程の制定及び改廃
- (8) 関連団体又は組織への加入及び脱退
- (9) 解散及び残余財産の処分

- (10) 総会で決議するものとして理事会が決議した議題
- (11) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第16条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後から3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会の決議により開催する。

(招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員又は監事が、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を代表理事に提出して総会の招集を請求したときは、その請求を受けた日から6週間以内に臨時総会を招集し、招集後1か月以内に開催しなければならない。

(代理)

- 第18条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができ、この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議長)

- 第19条 総会の議長は、総会において理事の中から議長を選出する。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び総会によって選任された議事録署名人2名が議事録に署名又は記名押印し、総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

- 第21条 この法人に、次のとおり役員を置く。

(1) 理事

- ① 理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- ② 理事の員数は3以上50名以内とし、総会において選任する。

(2) 代表理事

- ① 代表理事は、この法人の会務の全般を統括し、この法人を代表する。
- ② 代表理事の員数は3名以内とし、理事会において理事の中から互選により選任する。

(3) 副代表理事

- ① 副代表理事は、この法人の会務の全般について代表理事を補佐し、代表理事に事故がある場合は、理事会の決議によりその職務を代行する。
- ② 副代表理事は、運動課題や対応組織などを担当し、担当する課題や組織の統轄を行う。
- ③ 副代表理事の員数は8名以内とし、理事会において理事の中から互選により選任する。

(4) 専務理事

- ① 専務理事は、代表理事、副代表理事を助けて会の総務を統括し、会務の円滑化を図る。また、代表理事、副代表理事に事故がある時はその職務を代行する。
- ② 専務理事の員数は1名とし、理事会において理事の中から互選により選任するものとし、該当者がいない場合には空席を妨げないものとする。

(5) 監事

- ① 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ② 監事の員数は3名以内とし、総会において選任する。

(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 増員により選任された役員の任期は、その選任時に在任する他の理事の任期の満了すべき時までとする。
- 4 理事又は監事は、前条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(常任相談役、相談役及び顧問)

- 第23条 この法人は、常任相談役、相談役及び顧問、最高顧問を若干名置くことができる。
- 2 常任相談役、相談役及び顧問、最高顧問は、この法人の役員経験者であって功績

のあった者から、理事会において任期を定めただうえで選任する。

- 3 常任相談役、相談役及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会、総務会、各部会又はその他の会議に出席して、意見を述べることができる。
- 4 常任相談役、相談役及び顧問に対する報酬は無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

- 第24条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
 - 3 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、総会の決議の具体化を推進する。

(権限)

第25条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 代表理事、副代表理事及び専務理事の選任及び解任
- (2) 総会の開催及び提出議案の決定
- (3) 臨時会費及び補正予算案の決定
- (4) 本部の新設、変更、廃止
- (5) ブロック会の新設、変更、廃止
- (6) 支部の新設、変更、廃止
- (7) 委員会の設置と各委員会の分担業務及び変更、廃止
- (8) 部会の新設、変更、廃止
- (9) その他組織体系等
- (10) 規則等の制定並びに改廃
- (11) 常任相談役、相談役及び顧問、最高顧問の選任及び解任
- (12) 会員の入会、休会の承認
- (13) 事務局長の承認
- (14) 会員の対する第12条第3項に基づく指導、退会勧告
- (15) 総務会が理事会決議事項とした事項議題
- (16) その他、定款、規程等に理事会決議事項と定められた事項、又は理事が協議のうえ必要と認めた事項

(種類及び開催)

- 第26条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、原則として1か月に1回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき

- (2) 代表理事以外の理事が会議の目的を記載した書面をもって招集の請求をしたとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が、一般社団法人法第100条に規定する場合において必要があると認め、代表理事に招集の請求をしたとき
- (5) 前号の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- (招集)
- 第27条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により幹事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第28条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、総務会の構成理事によって互選された者が務める

(定足数)

- 第29条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第30条 理事会における審議は、全会一致をめぐして討議を深め、性急な決議は避けて全会一致を得るべく審議を尽くすこととする。
- 2 十分な審議をしたにもかかわらず、全会一致に至らないときは採決を行うこととし、出席理事の過半数の賛成により議決するものとする。
- 3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から5

年間主たる事務所に備え置く。

第7章 組織体制

(業務分掌)

- 第32条 この法人は、その業務を分掌させるために、会及び部を置くこととし、その体制等については組織体制に関する規程に別途定める。

(事務局)

- 第33条 この法人は、事業の運営を円滑に行うため事務局を設けるものとする。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局長を配し、この法人の事業が円滑に進められるよう職務を遂行する。
- 3 事務局長は、事務局員の中から代表理事が推薦し、理事会の承認のもと任免する。
- 4 事務局員の採用及び待遇等については、別に定める。

第8章 会計及び資産

(財政)

- 第34条 この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄付金・その他の収入で運営する。

(事業年度)

- 第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配の禁止)

- 第36条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(事業計画及び予算)

- 第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始の日の当月までに、理事会の承認後、総会の決議を経るものとする。

- 2 前項に基づき作成された事業計画書、収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

- 第38条 前条の規定にかかわらず、前条第1項の総会時に予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた取次を講じることができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款の変更は、総会の決議を必要とする。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会の決議によって類似の目的を持つ法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 付 則

(最初の事業年度)

第 43 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙 1 のとおりとする。

(設立時役員の名)

第 45 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、別紙 2 のとおりとする。

(法令の準拠)

第 46 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

附則

(施行期日)

この定款は、2024 年 4 月 5 日から施行する。

会員資格及び会費等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、会員の資格及び会費等に関する事項の取り扱いについて定める。

(定めない事項)

第2条 この規程に定めない事項については、理事会において規則をもって定めるものとする。

第2章 会員資格

(定義)

第3条 定款第7条に定める中小企業家またはそれに準じる者とは、次の者をいう。

(1) 本店を日本国内に置き、事業を営営する者

① 事業とは、営利法人(株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社)及び公益法人(学校法人・医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・公益社団法人・公益財団法人)、一般社団法人、協同組合、工業法人(弁護士法人・税理士法人・社会保険労務士法人など専門資格士が法律によって設立することができ法人をいう)、個人事業等を営むことを指す。ただし、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人、一般財団法人の入会については、業種業態が多様であることから、その事業内容を精査し、その都度理事会にて決定する。

② 事業を営営する者とは、上記法人においては取締役・執行役・社員・組合長・理事・CEO(最高経営責任者)・COO(最高執行責任者)・相談役・顧問などをさし、個人事業においては代表者を指す。

(2) 法人、個人を問わずその事業の後継者として経営者が認知している者

(3) 一事業所の責任者としてその事業所の管理監督、運営責任を持っている者

(4) 保険会社の外交員であって、自己の裁量で営業活動その他事業を行うことができ、必要な経費を支出することができる者

(5) 金融機関の支店ないし営業所の長たる者

(6) 大学・大学院・短期大学・専門学校・専修学校の教員であって、自己の裁量により勤務する者。

(会員資格)

第4条 前条に定める者は会員資格を有する。

2 次の各号の一に該当する者は、前条に定める要件を充たしていても、会員資格を有しない。但し、本規程の制定前に理事会の承認を得て入会している者は会員資格を有する。

- (1) 定款第7条第2項に定める反社会的勢力の一員と認められる者。
- (2) 信用調査を主たる業務にしている企業の経営者ないしそれに準じる者
- (3) 公序良俗に反するおそれのある事業を営む企業の経営者ないしそれに準じるもの(個人事業主を含む)
- (4) 当会において除籍された元会員(ただし、会費の滞納により除籍された会員については、滞納会費を全額支払った者をのぞく)
- (5) 個人事業者のうち所属する企業・団体の従業員としての身分を持ち、組織的経営をめざすことができない立場にあり、経営者としてとめられない所得税法上の個人事業者。
- (6) 本会と課題旨の事業を営む団体の経営者並びに経営担当者。ただし、理事会から承認を受けた団体については、この限りではない。
- (7) マルチ販売、ねずみ講或いはそれに準じる仕組みを有する事業を行う経営者並びに経営担当者
- (8) 自ら事業を行っていない社員、従業員。

(会員交代)

第5条 会員が同一企業の他の者と交代する場合は、その旨を事務局に届け出るものとす

る。

2 交代する者は、前条に定める入会資格を有する者でなければならない。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、いずれかの支部に必ず所属するものとする。

2 所属することができ支部は原則、企業の本社もしくは営業所が属する市町村を担当する支部とする。

3 理事会で承認を得た場合には、会員の自宅が所在する市町村を担当する支部もしくは、紹介者の所属する支部に属することができる。

第3章 入会の手続き

(入会手続)

第7条 入会を希望する者は、会員1名以上の推薦を受け、入会申込書に会費の自動振替依頼書に必要事項を記入したものを添えて申し込むものとする。

2 入会の承認は、入会申込書の提出のあった日から直近の理事会にて行う。

3 会員たる資格は、前項の承認があった日から生じる。

第4章 入会金・会費

(入会金・会費)

第7条 会員は、次の入会金・会費を支払うものとする。

- ① 入会金 金 20,000 円（但し、入会時のみ徴収する）
- ② 会 費 年額 84,000 円（月額 7000 円）

2 再入会をする者であって、退会日から1年を経過していない者については、入会金を免除する。

(会費納入期限)

第8条 前条に定める会費は、下記のとおり3か月分ごとに前納するものとし、自動振替依頼書で指定された銀行口座から自動引落で徴収する。

- 第1期分 4月振替（4月・5月・6月度会費）
- 第2期分 7月振替（7月・8月・9月度会費）
- 第3期分 10月振替（10月・11月・12月度会費）
- 第4期分 1月振替（1月・2月・3月度会費）

2 自動振替をする日は、振替月の5日前後とする。ただし、期中に入会した場合はその都度、指定する。

(退会時の会費の取扱い)

第9条 退会にあたっては、退会申請日が該当する四半期中のいずれの日であっても、該当する四半期分の会費は支払わなければならない。すでに支払われた会費については返還しない。

(未納会費の収納)

第10条 会費の納入期限を過ぎても会費が納入されないときは、次の手順で徴収する。

- (1) 事務局より支部長に報告し、事務局と支部長が本人に口頭もしくは書面にて督促する。
- (2) 前号の督促を行っても入金がない場合、会費の未納機関が二期分になる前に、事務局と支部長があらためて本人に口頭もしくは書面にて督促する。
- (3) 二期分の滞納により会員資格を喪失した後も、滞納分の会費については督促する。

(返金)

第11条 入会金はいかなる場合でも返金しない。

第5章 退会

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができる。

(退会手続)

第13条 支部は、次に定める退会手続を行う。

- (1) 支部長は、理事会に対し、退会を申し出た会員の退会の承認申請をするものとする。
- (2) 理事会は、上記の申請を承認する。
- (3) 理事会の承認をもって、退会手続は完了する。

第6章 除籍

(除籍事由の調査)

第14条 総務会は、会員に定款記載の除籍事由があると思料する場合には、その会員の所属する支部に除籍事由の調査をさせなければならない。

- 2 総務会は、前項の調査の補佐のため、当該会員の所属する支部以外の会員に調査を囑託することができる。
- 3 第1項の調査を行った支部は、支部運営委員会での審査を経て、調査結果及び除籍事由の有無についての意見を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、前項の報告に基づき、当該会員の除籍を決議する。

(弁明の機会の付与)

第15条 会員を除籍するには、当該会員に対し、除籍決議がなされる理事会の開催日の1週間前までにその旨及びその理由を通知し、かつ、理事会決議の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、除籍の理由が会費の滞納である場合にはその限りではない。

- 2 弁明の際は、当該会員は、弁明のために代理人を選任することができる。

(除籍手続)

第16条 理事会において会員の除籍決議が採決された場合には、事務局は速やかに当該会員の除籍手続を完了し、その旨を当該会員に対し告知する。

第7章 資格停止、戒告及び資格の回復

(資格停止・戒告事由の調査)

- 第17条 総務会は、会員に定款記載の資格停止・戒告事由があると思考する場合には、その会員の所属する支部に資格停止・戒告事由の調査をさせなければならない。
- 2 総務会は、前項の調査の補佐のため、当該会員の所属する支部以外の会員に調査を囑託することができる。
- 3 第1項の調査を行った支部は、支部運営委員会での審査を経て、調査結果及び資格停止・戒告事由の有無についての意見を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、前項の報告に基づき、当該会員の資格停止あるいは戒告の決議をする。

(弁明の機会の付与)

- 第18条 会員の資格を停止し、あるいは戒告するには、当該会員に対し、資格停止・戒告決議がなされる理事会の開催される日の1週間前までにその旨及びその理由を通知し、かつ、理事会決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 前条の通知をし、または弁明の機会を与えたにもかかわらず、会員が弁明を行わない場合は、理事会は弁明の手続きを経ず決議をすることができる。
- 3 弁明の際は、当該会員は、弁明のために代理人を選任することができる。

(資格停止・戒告手続き)

- 第19条 理事会において会員の資格停止あるいは戒告の決議が採択された場合、理事会は速やかに当該会員の資格を停止しあるいは戒告処分をして当該会員に対し告知する。

(資格の回復)

- 第20条 会員が理事会決議により資格回復が認められたときは、その停止した資格が回復する。

第8章 所属支部の変更

(支部移籍)

- 第21条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、支部移籍を申し出ることができる。
- (1) 既所属支部の対象地域が、事業所や自宅の所在地と異なるため、事業所や自宅を対象地域としている支部に移籍する場合
- (2) 事業所や自宅が移転したため、移転先を対象地域としている支部に移籍する場合
- 2 支部移籍は、所属支部の運営委員会の確認を得た後、移籍先支部の運営委員会の確認をもって完了する。

第9章 改廃

(改廃)

- 第22条 この規程の改廃は、第4章入会金・会費の規程を除き、理事会の決議による。
- 2 第4章入会金・会費の規程の改訂は、社員総会の決議による

附則

(施行期日)

この規程は、本法人設立の日（2024年4月23日）から施行する。

2024 年度滋賀で一番大切にしたい会社受賞企業レポート

宮川バネ工業株式会社 代表取締役 宮川草平氏



〔自己・自社紹介〕

弊社は 1953 年に私の祖父が大阪で創業し、滋賀に移転してきました。私は 2014 年に三代目として事業承継し、今年でちょうど事業承継から 10 年経ちます。弊社は特に働きやすい環境づくりに力を入れており、今年から年間休日 120 日に増やしました。障がい者雇用にも長年チャレンジし続けており、もにす認定もいただきました。障がい者雇用という点において、弊社は先進的な取り組みができていると感じています。25 年にはほとんどの取引先との価格転嫁交渉にも応じていただき、受取手形もほぼなくなりました。

〔事業承継と経営指針成文化〕

私は現在 45 歳で、子供の頃から滋賀で育ち、大阪の大学を出た後に結婚し、農業などを経験して宮川バネに戻ってきました。「会社は三代目がつぶす」と言いますが、私がまさにそのボンクラ三代目です。今日はボンクラ三代目が同友会で学びを得て、どのように企業変革を行ってきたかをお伝えしたいと思います。

事業承継したと同時に、私は同友会に入会しました。私の最も優れているところは自分がボンクラ経営者だと自覚していることで、同友会で学んだことは全て自社で実践していきました。まず取り組んだのは経営指針の成文化でした。経営指針を創る会を受講し、「何のために経営をするのか」や「地域への姿勢」など OBOG から厳しい指摘をいただきながらも指針書を創り上げていきました。成文化した後には指針発表会も行いましたが、社員の反応はあまり良くありませんでした。経営指針を発表してから社員の不満が続々と爆発し始め、事業承継から 2 年で 7 人の社員が退職しました。経営指針が具体性や戦略性に欠ける内容で、社員が未来や希望を抱くことが出来なかったからだと思います。同友会の例会報告などで、指針発表会をしてもすぐには理解を得られないと知っていたので、あまり落ち込まずに 10 年かかるつもりで継続していきました。

〔社員の声を聴く〕

次に実施したのは社員との個人面談で、これも同友会の先輩から教えていただいたことでした。社長は絶対に反論しないことを大前提に、40 人の社員全員と時間無制限で面談を行いました。10 分ほどで終わる社員もいれば、長年の恨みつらみを何時間も話してくれる社員もありました。面談を通して分かったことは、会社としての軸が定まっていなばかりに社員それぞれの会社を良くしたいという思いが繋がらずバラバラに行動して、それが不満につながっているということでした。社長から社員に話す機会を持つために、月に一度の勉強会も開催していきました。月次決算の公開やハラスメントに対する学習などを行いました。

社員の声を聴くというところでは、2 種類の社員満足度アンケートも取り続けています。一つは同友会の「滋賀いち」アンケートで、もうひとつは会外のアンケートです。結果を見てみると、弊社の社員は休みや給料にあまり不満がなくて、社員共育に不満が集中していることが分かりました。社員からいただいた意見はひとつひとつ経営指針書に落とし込んでいき、少しずつ改善することで、社員満足度も高まっていきました。

[採用活動と経営戦略]

私が次に同友会で学んだのは採用活動です。同友会には新卒採用に取り組むことで企業変革を目指す、共同求人活動というものがあります。弊社は非常に良い労働環境が整っているということを武器に、ホワイト企業であることを前面に押し出した採用活動を続けていきました。これまでの努力の甲斐もあって、ほぼ毎年10人ほどのなかから1人か2人を選んで採用ができるという状況になり、SWOT分析に採用・定着が強いという部分が追加されました。人手不足が解消したことで、商売の方にも変化がありました。この頃の手元メーカーは無人化・機械化を推し進めており、人手が必要な仕事をどんどん外注していく流れになっていました。採用・定着が強みに変わった弊社は、これらの仕事をどんどん引き受けて売上を伸ばすことができました。「採用・人材共育を武器に、人手不足で行き場のない仕事を適正価格で受注する」これが弊社の経営戦略です。社員と対話の機会を持ち、内部と外部の環境分析を反映することで、初めて自社の経営指針が完成しました。現在では指針書をもとに各部門のリーダーが連携を取り、組織としても非常に強くなることができました。私も日常業務はほとんどノータッチになりました。

[同友会ってどういう会]

同友会には三つの理念があります。①三つの目的、②自主・民主・連帯の精神、③国民や地域と共に歩む中小企業です。同友会はこの理念の実現のために三つの活動を行う会です。

まず一つは経営指針の成文化です。これは経営者の思っていることを文章にして、社員と対等に話し合うベースを作るといことです。経営者と社員は持っている情報の違いから、対等な話し合いが成り立ちません。経営指針書をもとに、社員と批判や議論を繰り返しながら指針書を毎年更新していくことで、初めて全社一丸経営となってよい会社を目指すための経営指針書になっていくわけです。

次に社員共育です。同友会の社員共育は、成文化した指針書を社員と一緒に実践していくことです。経営者と社員がお互いに考えていることをぶつけあって、自社の在り方や目指す先を真剣に考えることで初めて経営者と社員が共に学んでいくことができます。弊社の場合は、指針発表の後の個人面談が社員共育のスタートでした。個人面談で出た不満を、少しずつ指針書に反映していきました。

最後は共同求人活動です。共同求人活動を平たく言うと、指針経営で創り上げてきた“よい会社”を地域にアピールすることです。共同求人活動では、新卒採用に取り組みながら「学生に選ばれる会社って何だろうな」を徹底的に考えていきます。そこから自社に足りないものを少しずつ企業変革で培っていった、外部に発信することで採用ができるというものです。共同求人は指針経営の実践と外部への発信力が問われる活動であるといえます。

同友会理念に基づいた三つの活動、①経営指針成文化、②社員共育、③共同求人活動を三位一体で行うことが同友会運動であると私は考えています。三位一体の活動はそれぞれがすべて繋がっていて、指針成文化だけとか、社員教育で研修にだけ出すとか、そういったつまみ食いでは意味がないです。

[まとめ]

10年間、愚直に同友会で学んできたことを自社に落とし込んできましたが、同友会の最も素晴らしいところは再現性があることです。よくあるセミナーの天才的な経営者の話と違って、同友会の活動は真似ができます。経営指針成文化も社員共育も共同求人もすべてが真似できます。私のようなボンクラでも、同友会の学びを実践し継続することで、本当に会社がよくなりました。宮川バネを未来に残していくためにも、地域のためにも、これからも同友会運動を続けていこうと思います。

		会社名	
日 時		氏 名 (任意)	

・あなたはこの会社で働けてよかったと思いますか？		
そう思う	どちらとも言えない	そう思わない
それはどのような理由からですか？ 出来るだけ具体的にお答え下さい。		

・あなたご自身は一年前と比べて成長したと思いますか？		
成長したと思う	あまり成長していない	
成長したと思う点を、出来るだけ具体的に教えて下さい。 また成長していないと思われる場合、その原因は何でしょう？		

・あなたの幸せ度は一年前と比べて		
より幸せを感じる	あまり変わらない	不幸になった
あなたがより幸せになるためには、何が必要だと思いますか？ 出来るだけ具体的に教えて下さい。		

・あなたはこの会社でこれからも働きたいと思いますか？		
そう思う	どちらとも言えない	そう思わない

- ★このアンケートは社内外を問わず他の人に見せる事はありません。安心してご記入下さい
- ★記名は御自由ですが、最初の質問に「そう思う」とお答えいただいた方にはインタビューをさせて頂く場合がございますので、是非ご記名いただければと思います。
- ★書き終わりましたら、ホチキス止めなどして頂いてご担当者までお渡し下さい
- ★よりよい会社にしていくためのアンケートにご協力、誠にありがとうございました。

滋賀同友会「モデル企業認定制度」への取り組みについて

2009.11.06 第7回理事会承認

始めに)

中同協は「モデル企業を多数輩出していますか?」という事を、各同友会に対して提起しています。モデル企業の輩出は、その企業自身にとってブランド価値が生まれ、社会的に認知された企業として外部統制が働きます。また地域にとつては、企業が具体的な行動や姿を通して地域貢献すること、雇用や地域振興の支えとなります。またこれから「指針経営」の確立を目指す企業にとつては、自社の「理念」の外部発信の具体的な目標・指標として役立ちます。一朝一夕に確立するものではないかもしれませんが、制度として浸透・定着することにより、滋賀同友会と会員企業、そして地域にとつて非常に有意義な取り組みとなると言えます。

概要)

同友会理念、労使見解に基づく企業作りを進めている企業を滋賀同友会が認定し、広報する。

認定)

自薦あるいは、支部、委員会からの推薦により理事会が判断し、認定する。認定期間は特に設けませんが、認定年度を明記し、原則として年次更新する。認定された企業は、モデル企業として各種取材、報告などの依頼を受ける。このような取り組みに対して滋賀同友会は一定の援助を行なう。また同友会が発行する「モデル企業認定マーク」を自社のパンフレット、HPなどで使用することが出来る。(「滋賀でいけばん大切にしたい会社」として紹介する場合もあります)

認定の基準については別途定める。

モデル企業の認定の際には、指標項目のどれに当たるか(あるいは複数の項目)、具体的にどのよう な取り組みがなされているかなどの認定説明を伴うものとする。

認定の前提として下記の項目が求められる。

- ・最近において、反社会的・非社会的な企業行動が認められないこと。
- ・健全な財務体質を有していると認められること。
- ・創る会卒業生か、それと同等の理念を有していること。

モデル企業カテゴリ)

モデル企業とは、下記のいずれかのカテゴリに於いて、社会的に認知されていると認められる企業を言う。重複申請も可能ですが、それぞれ個別に審査します。

- 1) 「暮らしに根ざす仕事」を生み出す努力をしている企業。
- 2) 地域において雇用を積極的にすすめている企業。
- 3) 地域、社会、文化の発展に貢献している企業。
- 4) 企業の連携、連帯に尽力している企業。
- 5) 社員共育に尽力している企業。
- 6) 世界の中小企業と連携・共生を強めている企業。
- 7) 地球環境の保全に貢献する企業。
- 8) 女性、障がい者、高齢者、外国人の雇用を進め共生社会を目指す企業。
- 9) 農林水産業の振興に寄与する企業。
- 10) 社会教育に積極的に参加する企業。
- 11) 伝統的技能、技術を承継する企業。

認定基準)

共通項目

- ・過去5年以内で、反社会的・非社会的な企業行動が認められないこと。
- ・過去3期中、2期以上が黒字である事。
- ・企業経営の本身が同友会理念に基づき一定の基準に達していること。
- ・原則として「滋賀いちアソシエーション」(別紙・あるいはそれに代わる調査)を実施しているだけ的事。

個別項目

- 1) それの取り組みがマスコミなどで取り上げられている事。(あるいはそれにふさわしい内容であること)
- 2) 派遣社員比率が3割以下の事。毎年定期または臨時採用をしている事。退職率(期末人員/期首人員)が1割以下であること。
- 3) 単独で、あるいはグループの中心となって地域貢献事業を進めていること。寄付行為だけではなく、社員を対象とした共育システムがあり、毎月2時間/人以上開催されている事。
- 4) 同友会、組合、新連携、行政支援対象企業グループなどの中核を複数年以上にわたっており、来年度も継続する予定である事
- 5) 社内で、全社員を対象とした共育システムがあり、毎月2時間/人以上開催されている事。
- 6) 海外の企業と単なる取引だけではない定期的な交流があり、5年以上継続している。
- 7) 環境マネジメントシステム(ISO、EMSなど)を認証取得しており、さらに特徴的な環境改善活動を推進している。
- 8) 障害者雇用率5割以上、または、女性役職者が複数名存在する、または65歳以上で1年以上の期間の雇用契約を結んでいる社員が複数名存在する。また、それぞれが継続するために特徴的な取り組みを行っている。
- 9) 農林水産業に携わっている、あるいは関連の商材を扱っていると言う事ではなく、農林水産業の抱える課題を解決するための取り組みをビジネスとして、あるいは地域貢献として取り組んでいる事。
- 10) 学校での中小企業問題などを含めた、教育事業に携わっている、あるいは自社(グループを含む)で地域の構成員に対する社会教育事業に携わっている事。ビジネスとしての教育事業のみは省く。
- 11) およそ100年を超えて継いでいる業種・製品を、基本的に維持・継続してきており、今後も革新をしながら、維持・継続しようとしている企業。

第1回人を生かす経営全国交流会アピール

私たちは、「人が育つ企業と地域をつくる～「労使見解」の精神を柱にした企業の総合的実践をすすめよう」のテーマのもと、11月20日～21日の両日にわたり、「人を生かす経営全国交流会」を、近江商人発祥の地・滋賀で開きました。折しも、景気が一気に後退局面を迎え、世界的な信用収縮や円高等、内外情勢が激しく揺れ動き、経営環境がますます厳しくなる中で本交流会は開催されました。

本交流会は、「中小企業における労使関係の見解」（1975年発表、以下労使見解）の精神の普及と労働環境改善、経営指針成文化運動を担当する経営労働委員会、社員をパートナーに共に育つ企業づくりを進める社員教育委員会、地域に人を残し、新卒採用ができる企業を増やしていく共同求人委員会の三委員会が担当し、同友会がめざす企業のありようを真剣に論議し、謙虚に学びあいました。

私たちは厳しい状況の中でこそ、労働環境を整備し、経営者は経営姿勢を確立し、明確な経営指針のもとに労使の信頼関係を築くことが何よりも大事であると説いた「労使見解」の精神を再確認することができました。

競争至上主義の経済社会が破たんしはじめ、経済活動は国民の暮らしのためにこそあるべきとの認識が高まってきました。その中で私たちは、中小企業こそが、国民の暮らしを支え、地域に活力をもたらし、日本の未来の担い手であるとの自覚をいっそう高める必要があります。これは、同友会が提唱してきた「21世紀型中小企業づくり」が、さらに強く求められる時代となってきたということでもあります。

そのためには同友会で学び、経営指針を作り、社員と共に育ちあい、若者に雇用の場を与えながら新たな事業を切り開いていく、全社一丸の経営の実践が何よりも大切であるとの確信を深めることができました。

私たちはいつも地域の発展と平和で民主的な、人間尊重の社会を願っています。そのために経営者が学び続け、自己変革を図り、企業を改革していく努力を惜しんではならないと考えます。

安定した持続可能な社会へ向けて、国民の70%以上の雇用を担う中小企業が元気になること、そのために小さな仕事づくりを始めやすくする仕組みを、地域（行政、研究機関、金融機関など）とともに考え、行動していくことが求められています。

これらの時代の要請にこたえるため、私たちは1993年に提起された「21世紀型中小企業づくり」の実践の上に立ち、本交流会で提起された「人を生かす経営」の課題を次の3点にまとめ、この3点の総合的実践の必要性を確認しました。

第1に、社員とともに自社の存在意義を問い直し、明確な経営指針を持ち、指針にそって実践し、新たな仕事づくりに挑戦していくこと。

第2に、労使が共に育ちあい、信頼関係を確立し、社員一人ひとりが誇りと喜びを持って、自主的・主体的に働くことで自らを成長させ、社会的使命感を持って働くことを通じて、地域貢献できる社風を確立すること。

第3に、若者が将来に希望が持てる雇用を提供し、行政・教育機関と連携し、企業間ネットワークを強化し、持続可能な社会づくりの輪を広げていくこと。

今こそ、この厳しい経営環境に経営者が社員とともに立ち向かい、正規雇用を維持し、新たな仕事づくりをしていくため、「人を生かす経営」を同友会活動の全ての柱に据えて学び実践していくとともに、本交流会のアピールを全中小企業経営者、地域づくりや人育てにかかわるすべての機関に発信し、共に「人を生かす」時代をつくっていくことを呼びかけます。

2008年11月21日

中小企業家同友会全国協議会 人を生かす経営全国交流会 in 滋賀

中小企業家同友会全国協議会 第 20 回障害者問題全国交流会 IN 滋賀 宣 言

人を生かす経営の実践で幸せの見える共生社会の実現を！

私たちは 10 月 17～18 日の二日間、「人が輝くから企業が輝く、地域が輝く！」をメインテーマに、第 20 回障害者問題全国交流会を滋賀の地で開催しました。

「この子らを世の光に」という「障害児者福祉の父」と呼ばれた故糸賀一雄氏が遺した思想や、誰もが埋もれることがない社会の創造を目指した糸賀氏の足跡に学びました。1 日目の 6 つの分科会の学びを持ち寄り、全体会で「真の共生社会の実現を目指して」をテーマに討議を深め、国民や地域とともに歩む中小企業として、「人を生かす経営」の実践が「幸せの見える共生社会」の実現につながるとの共通認識を得ました。

共生社会とは、誰かにとってよい社会ではなく、すべての人にとってよい社会です。その実現のためには社会的に不利な状況にある人たちの諸問題を捉え、状況を理解し、障害や障壁を取り除く絶え間ない努力をすることが必要です。そして、誰もが個々の「幸せ」に向けチャレンジし、その幸せを共有できる環境を創造することは、経済を牽引する力であり社会の主役である中小企業の大きな使命とも言えます。

中小企業家同友会全国協議会は、本年設立 50 周年を迎えました。障害者問題委員会は、国際連合が 1981 年に国際障害者年を位置づけるのに先立ち、各同友会では障害者を取り巻く諸問題の解決に取り組み、1982 年に中同協で障害者問題委員会を設立し、当初から共生社会の実現をめざしてきました。

障害者問題全国交流会は 1983 年に第 1 回を滋賀で開催し、優れた経験を交流し教訓を積み重ね、第 20 回の節目に再びこの滋賀の地に集いました。この会場は 2002 年に「21 世紀におけるアジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会の促進」という目標を推進する「びわこミレニアム・フレームワーク」という第二次「アジア太平洋障害者の十年」推進のための政策文書が採択された会場であり、ここに集うということは歴史的にも意味があると言えます。

また、2015 年に国連では「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として「持続可能な開発目標 (SDG s)」を採択しました。SDG s は「誰一人取り残さない (no one will be left behind)」ことを基本理念としています。世界の潮流からも運動のより一層の推進が求められています。

中同協では「同友会運動の将来展望 (10 年ビジョン)」を発表しました。「同友会理念を会内外に広め、すべての人々がその持てる能力を発揮できる社会環境をつくるため、諸課題の解決に向けて世界的な視野と視座で考え、地域に立脚して取り組むことをここに表明する」とあります。

このように私たちの運動は、「人を生かす経営」の根幹をなし同友会運動の真髄であるとの誇りのもと、人を生かす経営を実践し、地域に広げるとともに、世界にも発信していく必要があります。私たち中小企業家は、「幸せの見える共生社会」の実現を見据え、絶え間ない実践を続けることを誓い、本交流会の宣言とします。

2019 年 10 月 18 日
第 20 回障害者問題全国交流会 IN 滋賀

中小企業憲章

閣議決定 平成 22 年 6 月 18 日

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これ乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場で

ある。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増

幅する。

二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める

- ・政府一体となって取り組むこととする。

3．行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一．中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二．人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三．起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四．海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支

援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五．公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六．中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七．地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八．中小企業への影響を考慮し政策を総合的に

進め、政策評価に中小企業の声を生かす
関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開へ

の支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

（結び）

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

支部運営に関する諸規定

第1条 支部の位置づけ

この規定は滋賀県中小企業家同友会 規約（以下規約とする）第13条に基づいて支部を運営するための基準を定めたものです。

支部は同友会運動の基礎組織であり、支部会員が学べる場として例会を開催し、学びあいの中で経営者としての自己変革、企業変革をすすめる場を提供します。

地域、行政区単位の設立を原則とし、地域の特性をいかした組織づくりや活動を保障し、地域に同友会理念を広げます。支部の設立は理事会承認のもと設置されます。

第2条 規定の効力

この規定に定めていない事項は規約に準拠するものとし、県定時総会または理事会の決定に従って、その地域の実状に適応するかたちで具体化し、運営するものとします。

第3条 支部には次の機関を置きます。

(1) 支部総会

支部の最高決議機関で、定時総会は年1回開催し、支部長が招集します。臨時総会は、支部運営委員会が必要と認めたとき及び理事会が必要と判断したときに開催します。総会は構成員の2分の1以上（委任状含む）の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決します。

(2) 支部運営委員会

支部総会に次ぐ決議機関で、原則として1ヶ月に1回開催し、支部長が召集します。

第4条 支部には次の役員を置き、必要に応じてその他役員を配置します。

- ・ 支部長
- ・ 副支部長（若干名）
- ・ 運営委員（若干名）
- ・ 支部の実状に応じて、会計・会計監査等の役員を置くことができます。
- ・ 支部役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

第5条 財政

支部運営費は、会費の中から理事会で承認を得た支部運営費で原則運営します。但し必要とみとめられた場合は参加者などから費用を徴収し運営します。予算及び決算は支部総会の承認を得るものとします。

会計内規

※運営費の取り扱いは支部役員会で十分議論の上、支部の活動、支部や地域の発展強化につながる行事に支出します。

※運営費は、お茶・お茶菓子代以外に飲食に関する支出を禁じます。

但し、報告者・講師・事務局関係費の場合は除きます。

※運営費の執行は予算内で実績主義とします。

第6条 付則 (1)この規定は2011年4月1日より発効します。

(2)この規定の改廃は理事会若しくは総務会が行います。

支部・委員会企画稟議評価基準

目的) 2011年度より開始された、新会計運営方法により今後各支部から、支部や委員会例会企画などに対する県財政よりの拠出が求められる。その認定基準を下記のように定める

稟議書) 稟議書の書式は添付のものとする。

スケジュール) 稟議は各月の総務会にて審議され、可決の場合は翌月の理事会にて最終的に判断される。また否決の場合、否認された内容について、支部で見直し再度上程する事は排除されない。総務会、理事会の採決を経ないまま、費用の発生する内容で手配してもそれについて理事会は関知しない。つまり事後承諾は出来ない。

認定基準) この制度の目的は、同友会活動の活性化、会員増強に資すると判断される、支部や委員会の行事に関して、本部会計を拠出するための判断基準を明確にする。

- 支部会員、ゲストを含めて最低100名から該当地域企業の10%以上を集めることを目標とする企画であること。(報告者、動員体制、開催場所、準備態勢など) 特に、動員体制については運営委員や関連の会員の合意、通常より幅の広いPR活動(マスメディアへのリリースや、地域内へのポスターの掲示、参加の働きかけ体制など)が求められる。

(参考・各支部の対応する地域の総企業数の10%・2015年現在)

大津 292社 高島B 69社 湖南 315社 東近江 259社 北近江 290社

- また、前項の内容で複数支部が共同で開催することも可とする。
- 各委員会の企画としては、100名以上を集めることを目標とする企画であること。
- 企画内容が、同友会理念に沿っている事は言うまでも無い。また、その企画が単に話を聞くだけではなく、「学んで実践」と言う同友会の学びの原則に従って、会員増強や、新しい研究グループの発足につながるものであることが望ましい。
- 他団体との共同開催は排除しないが、あくまで同友会が主催者であること。また共催の場合は、費用負担はそれにふさわしい範囲のものとする。
- 年度期間内に拠出できる総額は、支部に対しては支部会員数×1,000円の範囲内、委員会に対しては10万円の範囲内を原則とする。ただし、周年行事や新支部設立などの特別な企画に関しては、総務会、理事会の採決によって執行額および拠出基準を別途に適用することとする。

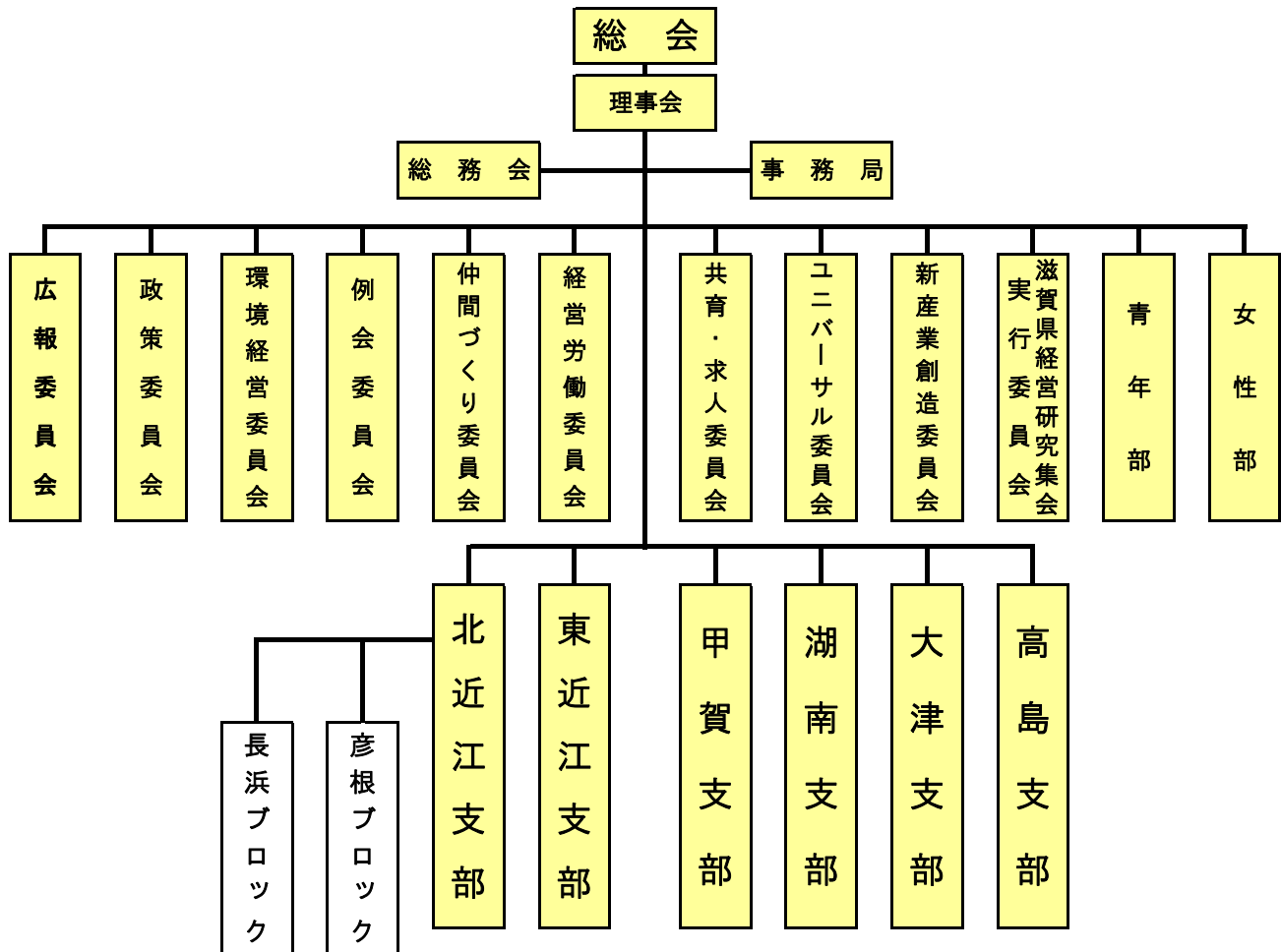
2011.06.01 第2回理事会にて承認

2015.02.05 第11回理事会にて承認

中小企業家同友会の理念

○「3つの目的」

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。





一般社団法人 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 滋賀県草津市野路 8 丁目 13-1 KE クサツビル 1F

TEL:077-561-5333 FAX: 077-561-5334

E-Mail: jimu@shiga.doyu.jp

HP: <https://shiga.doyu.jp/>